

令和 8 年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 議案補充説明

議案第 107 号 工事請負契約の変更について（盲学校・聾学校建築工事）…………… 1

II 請願説明

請願第 58 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求
めることについて

請願第 59 号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計
画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて

請願第 60 号 防災対策の充実を求めることについて

請願第 61 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて

請願第 62 号 子どもの豊かな学びを保障するため、教職員の欠員の速やかな解消お
よび教職員配置のさらなる充実を求めることについて

請願第 63 号 県独自の学級編制基準の改善によって、25 人下限条件をなくし、真の
30 人学級実現を求めることについて

請願第 64 号 先生増やして、ゆきとどいた教育を求めることについて

III 所管事項説明

- 1 「『令和 8 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答（教育委員会関係）について…………… 2
- 2 次期総合計画の策定について（みえ元気プランの検証と2031年の目標）
……………別途配布済
- 3 こども性暴力防止法の概要等について…………… 4
- 4 県立高等学校の活性化について…………… 6
- 5 「県立高等学校活性化計画（仮称）」中間案について…………… 10
- 6 自己肯定感を涵養する教育の推進と確かな学力の育成について…………… 11
- 7 部活動の遠征等における移動の安全対策について…………… 28
- 8 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について…………… 31
- 9 次期「三重県教育施策大綱」の策定について…………… 43
- 10 審議会等の審議状況について…………… 48

別冊 「県立高等学校活性化計画（仮称）」中間案

令和 8 年 1 0 月 8 日
教 育 委 員 会

I 議案補充説明

議案第107号

工事請負契約の変更について（盲学校・聾学校建築工事）

議案第107号 工事請負契約の変更について	
工 事 名	盲学校・聾学校建築工事
施 工 場 所	津市城山一丁目498-2ほか
契 約 金 額	変更前 6,350,962,200円（消費税等含む） 変更後 6,943,938,100円（消費税等含む）
請 負 者 住 所 氏 名	津市羽所町375 清水・日本土建・アイケーディ特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設株式会社 三重営業所 所長 大塚 克史
契 約 工 期	変更前 令和7年3月21日から令和9年2月26日まで 変更後 令和7年3月21日から令和9年7月26日まで
<u>工事の概要</u> 建築工事 聾学校棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積2,892.59㎡（新築） 産業工芸棟 RC造 2階建 延べ面積538.80㎡（新築） 食堂・プレイルーム棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積731.39㎡（新築） 盲学校棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積2,356.48㎡（新築） 屋内運動場棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積729.82㎡（新築） 乳幼児棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積564.01㎡（新築） 管理棟 木造一部RC造、S造 2階建 延べ面積2,622.77㎡（新築） 付属棟 木造 平屋建 延べ面積101.92㎡（新築） ほか 上記に係る建築工事一式	<u>変更理由</u> ・新校舎建築敷地において確認された局地的な地盤陥没への対応工事の追加に伴う契約金額の増額変更および契約工期の延長を行う。 （増額：457,897,000円） ・建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）に基づき、請負者から賃金等の変動による契約金額の変更請求がなされたことから、契約金額の増額変更を行う。 （増額：135,078,900円）
契 約 の 方 法	随意契約

Ⅲ 所管事項説明

1 「『令和8年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答(教育委員会関係)について

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
14-1	未来の礎となる力の育成	教育委員会	テストの点数やIQのように数値化できるものではない「非認知能力」の重要性について共通認識を持ち、様々な施策や事業を展開されたい。	非認知能力は、子どもの主体性や創造性、思考力を育む上で極めて重要であると認識しています。 幼児期においては、幼児教育アドバイザーの派遣等を通じて、幼児教育の質の向上を図ることにより、子どもたちの人格形成の基礎や非認知能力を育む支援を行っています。 また、小中学校段階における非認知能力を育む取組の一つとして、子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業を実施し、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感等が得られる学校づくりに取り組んでいます。 今後も、自然体験や読書活動といったさまざまな取組も通じて、幅広い資質・能力の育成に向けた施策を推進してまいります。
14-2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成	教育委員会	企業展や職場訪問等のキャリア教育に係る取組について、事業者等とも意見交換を行い、効果的な方法を検討しながら、引き続き取り組まれたい。	令和7年度から県内企業の理解促進のため、大学進学者の多い普通科高校において、企業展等の取組を実施しています。今年度は、新たに学校現場と地元企業の双方に知見のある高等学校企業連携コーディネーターを配置し、事業者等と積極的に意見交換をしながら、新たに職場訪問を実施するなど、取組を拡大しております。引き続きキャリア教育がより効果的なものとなるよう、県内事業者等と連携し取組を進めてまいります。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	教育委員会	不登校の状況にある児童生徒が増加傾向にある中、不登校の未然防止のための体制強化や、多様な学びの場の確保、校内教育支援センターの更なる拡充に取り組まれない。	不登校の状況にある児童生徒が増加傾向にある中、子どもたちのサインを見逃さず、適切に対応することは重要であると認識しています。 不登校の未然防止に向けては、レジリエンス教育の推進などに取り組んでいます。また、多様な学びの場の確保については、校内教育支援センターの設置促進、市町による学びの多様化学校の設置検討促進、フリースクール利用料補助、オンラインの居場所づくりなど、子どもたちの状況に応じた取組を進めています。 校内教育支援センターの更なる拡充については、引き続き市町に対し設置促進の働きかけを行うとともに、国に対しても補助制度の充実に向けた要望を実施してまいります。
			外国につながる児童生徒にとって、母語は、認知、学力、家庭でのコミュニケーション等を支える基盤であり、また、日本語学習の土台となる重要なものであるため、県教育委員会としても、母語教育について調査・研究をされたい。	外国につながる児童生徒にとって、母語の重要性、母語で学ぶことの有効性については認識しており、外国人児童生徒巡回相談員の派遣などにより、母語による学習支援、生活支援、日本語指導を行っているところです。 一方で、母語教育については、在籍する公立学校の学習言語である日本語の習得を並行して行わなくてはならないこと、母語教育を実施するための人員確保が困難であることなどの課題があります。 今後、他県の取組事例などについて調査を行ってまいります。
14-6	学びを支える教育環境の整備	教育委員会	子どもたちが安全で安心して学べるよう、県立学校の屋外防水といった老朽化対策や施設整備について、予算を確保しながらしっかりと推進されたい。	県立学校は老朽化が進んでおり、築40年を経過する学校が、50%を超えている状況にあります。 今後も、三重県立学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設の長寿命化を図ってまいります。

3 こども性暴力防止法の概要等について

教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、令和6年6月に「こども性暴力防止法」が成立し、令和8年12月25日から施行されます。

1 制度趣旨

この法律は、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けるものです。

2 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性の全てに該当する場合、その事業・業務が対象となります。

3 対象事業者に求められる措置等

学校設置者である教育委員会は、法律に定める以下の措置等を実施する義務があります。

(1) 日ごろから講ずべき措置

勤務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発等

(2) 被害が疑われる場合の対応

調査及び被害児童等の保護・支援

(3) 特定性犯罪歴の有無の確認

児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要

(4) 児童対象性暴力等の防止のための措置

児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合の防止措置

(5) 情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

4 法施行に向けた準備

法施行に向けて、以下のとおり準備を進めています。学校現場に対しては、今後、時機に合わせて、説明する機会を設けていく予定です。

引き続き、県立学校と連携して取り組むとともに、市町教育委員会にも情報共有していきます。

(1) 制度についての従事者等への周知

県立学校長の出席する会議で制度について周知しました。また、県立学校の教員等を対象に法律の趣旨や性暴力についての理解を深めるための動画研修を実施しています。

今後、児童生徒や保護者に対しても、制度を周知していく予定です。

(2) 犯罪事実確認・防止措置の実施に向けた準備

ア 対象となる職の整理

性犯罪歴の確認が必要となる対象者は、その業務内容や児童生徒との関係性によって判断されることから、教員のほかスクールカウンセラーなど学校において対象となる職の整理を令和7年度中に行いました。

イ 現職者

法律の施行から3年以内に犯罪事実確認を行う必要があります。全ての対象者が滞りなく確認できるよう、計画的に手続きを進めるための工程表を作成しているところです。

ウ 新規採用者

性犯罪歴のないことを試験や選考の申込資格としたうえで、内定から採用までの間に犯罪事実確認を実施することとなります。令和8年度の教員採用試験において、性犯罪歴のないことを申込資格としました。

エ 年度途中採用者

法律施行後の年度途中採用者は、直ちに性犯罪歴の確認等が必要となります。任用にかかる要綱の見直しなどを行います。

(3) 安全確保措置の実施のための体制整備

性暴力被害が疑われる場合の早期把握や初期相談対応などのルールづくりを進めており、今後、児童生徒や保護者に周知していく予定です。

(4) 情報管理規程の作成、情報管理体制の整備

犯罪事実確認記録等を適切に管理するための規程を、現在、作成しているところです。

4 県立高等学校の活性化について

県内の中学校卒業生数は、令和 8 年 3 月が 15,511 人であったのに対し、令和 6 年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する令和 22 年 3 月には、現在の 6 割程度となる 9,112 人まで減少することが見込まれています。

こうした中、「県立高等学校活性化計画」（令和 4 年 3 月策定、期間は令和 4～8 年度までの 5 年間）に基づき、1 学年 3 学級以下の高校がある地域に活性化協議会を設置し、15 年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

1 各地域の活性化協議会の状況

(1) 北勢（桑名・四日市）地域

ア 令和 8 年度の協議（2 回開催予定[①10 月下旬頃、②3 月頃]）

令和 8 年度入学生から朝明高校の 1 学年が 3 学級となったため、今年度新たに協議会を設置し、今後の地域の高校の学びと配置のあり方について協議します。

(2) 鈴鹿亀山地域

ア 令和 8 年度の協議（2 回開催予定[①9/1、②11～12 月頃]）

鈴鹿亀山地域では、「令和 7 年度のまとめ」において、15 年先の学びと配置のイメージは、「一定の学校規模を保ちながら現在の 6 校を再編、亀山市内の 1 校は存続、鈴鹿市内の 5 校は学びと機能を再編する」とされました。今後は、令和 13～15 年度に見込まれる 5～7 学級減への具体的な対応について、令和 10 年度までに協議会としての考え方をとりまとめます。

イ 主な意見

- 中学校卒業段階で自分の将来を思い描くことが難しい生徒にとって、入学後に多様な学びの選択肢がある学校は魅力的である。
- 当地域にある特色のある学びは何らかの形で残すことと、総合学科や探究科への改編など、従来とは違う学びを当地域に設置することが必要である。

ウ 協議会の意見を参考とした活性化の取組状況

- 令和 9 年度入学生から稲生高校普通科の「自動車工業コース」を「工業コース」に改編し、その中に、自動車整備を中心に学ぶ「自動車分野」に加え、製造現場の管理を中心に学ぶ「ものづくり分野」を設置します。

(3) 津地域

ア 令和8年度の協議（4回開催予定[①7/30、②8/29、③11～12月頃、④2月頃]）

津地域では、令和22年に現在の1学年47学級から22～26学級程度となることを見据え、令和8年度から令和12年度までに想定される7学級程度の減への具体的な対応について、令和9年度に協議会としての考え方をとりまとめます。

イ 主な意見

- 地元の生徒が地元の企業に就職するような環境を作っていきたい。そのために、実践的な技術が学べる専門学科の学びを充実させてほしい。
- すべての子どもたちがどのような学びを必要としているかについて考えていくことが重要である。

ウ 中学生・保護者対象アンケート

今後の協議に向け、地域の中学生と保護者に対し、津地域の県立高校に関するアンケートを令和8年10～11月に実施します。

(4) 伊賀地域

ア 令和8年度の協議（2回開催予定[①8/3、②12～1月頃]）

伊賀地域では、「令和7年度のまとめ」において、15年先の学びと配置のイメージは、「現在の5校は2校に集約し、北部に1校、南部に1校を交通の便が良い場所に配置（新築・建替えも検討）する」とされました。今後は、集約される2校の学びと配置や規模のあり方について、令和9年度に協議会としての考え方をとりまとめます。

イ 主な意見

- 普通科と専門学科を併設するなど柔軟に対応していくことが大切である。また、集約される2校のどちらに在籍していても、両校の単位修得を可能にするなど、伊賀地域の中で学びが完結できるようにしてもらいたい。
- 子どもたちの安全安心を考えると施設の老朽化への対応も重要である。子どもたちのさまざまな学びを支えていくには、15年先といわず、学校規模があるうちに統合を考えていく必要がある。

ウ 協議会の意見を参考とした活性化の取組状況

- 令和9年度入学生から、伊賀白鳳高校において、全日制専門高校では県内初となる通級による指導を導入します。
- 令和10年度入学生から、あけぼの学園高校の募集停止に伴い、「美容の学び」を名張高校に引き継ぐことを検討しています。
- 上野高校定時制における日本語検定や進学・就職対策などの始業前補習による学びの充実について検討を始めています。

（５）松阪地域

ア 令和８年度の協議（３回開催予定[①7/2、②9/29、③11月頃]）

松阪地域では、令和 22 年度に現在の 1 学年 25 学級から 10～13 学級程度となることを見据え、令和 10 年度から令和 11 年度に想定される 5 学級減への具体的な対応について、令和 8 年度中に協議会としての考え方をとりまとめます。これまでの協議やアンケート結果をふまえ、「当地域の全日制高校は、一定の学校規模を保ちながら、新たな学びの拠点として現在の 6 校から 3 校程度へと再編されている」という 15 年先の学びと配置のイメージを共有したうえで、令和 11 年度入学者選抜（令和 10 年度実施）から飯南高校を募集停止とする案を提示して協議を進めています。

イ 主な意見

- 「学校数は現在の 6 校から 3 校程度へと再編される」という表現は記載しない方がよい。
- 子どもたちが希望する学びが地域からなくならないよう、地域全体で県立高校の学びと配置を考える必要がある。
- 地域の高校がなくなることは、保護者・生徒にとって大きな影響があるので高校を残してほしい。
- 当地域に高等専門学校を設置することの検討など、これまでにない学びを松阪地域に創設していくといった方向性を盛り込んでほしい。
- 飯南高校が募集停止となっても同校が培ってきた地域と連携した学びを地域の高校で引き継いでもらいたい。

（６）伊勢志摩地域

ア 令和８年度の協議（２回開催予定[①9/8、②2月頃]）

伊勢志摩地域では、「令和 7 年度のまとめ」において、15 年先の学びと配置のイメージは、「3 校程度に集約され、そのうち 1 校は、県内唯一の学科を有する水産高校とする」とされました。今後は、令和 13～15 年度に見込まれる 5 学級程度の減への具体的な対応について、令和 9 年度に協議会としての考え方をとりまとめます。

イ 主な意見

- 普通科と専門学科が併設された高校には大きな可能性がある。例えば、入学時に進路が未定でも、高校 3 年間を通じて考えが変化する生徒のニーズに対応できるのではないか。
- 伊勢市内には普通科、商業、情報、工業、農業、福祉といった多様な学科が通学できる範囲に集中しており、生徒たちは多くの選択肢の中から自身に適した高校を選ぶことが可能である。今後の再編にあたっては、通学のしやすさについても考慮する必要がある。

ウ 協議会の意見を参考とした活性化の取組状況

- 令和 10 年度入学生から、志摩高校の募集停止に伴い、水産高校において普通科に準ずる学びの実施について検討を始めています。

(7) 紀南地域

ア 令和 8 年度の協議（1 回開催[①9/10]）

紀南地域では、令和 12 年度に見込まれる 1 学級減への具体的な対応について、令和 9 年度に協議会としての考え方をとりまとめます。

イ 主な意見

- 高校授業料無償化により、県外私立高校への進学がより進んでしまうのではないかと心配している。高校の魅力を高める取組を進め、その内容をしっかりと発信してほしい。
- 地域の多様な生徒を受け入れ、子どもたちの学ぶ環境を維持し続けてほしい。

ウ 協議会の意見を参考とした活性化の取組状況

令和 9 年度入学生から熊野青藍高校（木本校舎）普通科において、入学者選抜の段階で普通科（定員 80 人）と普通科・アドバンストコース（定員 40 人）に分けて募集します。

2 今後の進め方

引き続き、各地域で活性化協議会を開催し、地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めます。また、松阪地域では、令和 11 年度までに想定される学級減への具体的対応について令和 8 年度中に考え方をとりまとめることとしており、その検討状況について 12 月の常任委員会で報告します。県教育委員会では、協議会が取りまとめた考え方を参考に、令和 11 年度に募集停止や統合を行う場合は、中学生が進路を選択する時期も勘案し、その 3 年前の令和 8 年度中を目途に決定し、公表します。

5 「県立高等学校活性化計画（仮称）」中間案について

教育委員会では、現行の県立高等学校活性化計画（以下「計画」という。）の計画期間が令和8年度までであることから、令和9年度以降を計画期間とする次期計画の策定を進めています。

1 「県立高等学校活性化計画（仮称）」中間案

次期計画については、令和8年3月の三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）からの答申をふまえつつ、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」において都道府県に策定が求められている「高等学校教育改革実行計画」としても位置づけることができるよう、検討を進めています。

次期計画の策定に向けたこれまでの推進会議における協議や県議会からの意見等をふまえ、次期計画の中間案を作成しました。

9月7日に開催した第3回推進会議では、本案について協議が行われました。主な意見は次のとおりです。

- 専門学科に関する記述が一般的な内容に留まっているため、三重県ならではの特徴を反映したものとすべきである。
- これから高校生となる子どもたちや保護者に対し、各県立高等学校の特色・魅力、改革の方向性といった情報をしっかりと届けられるよう検討していただきたい。
- 変化の激しい社会の状況をふまえると、具体的な施策や再編の方向性を学校ごとに記載するのは難しいのではないか。地域ごとに議論している現状を尊重し、地域ごとの方向性を示す程度が適切ではないか。

【別冊】

「県立高等学校活性化計画（仮称）」中間案

2 今後の進め方

第3回推進会議での意見や児童生徒の意見を聴く機会として実施したアンケート（現在集計中）の結果等をふまえ、中間案を修正します。

令和8年12月	教育警察常任委員会 パブリックコメント
令和9年3月	教育警察常任委員会 教育委員会定例会

6 自己肯定感を涵養する教育の推進と 確かな学力の育成について

1 自己肯定感を涵養する教育の推進について

令和6年3月に策定した三重県教育ビジョンでは、施策「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」を32の施策の筆頭に位置付けています。

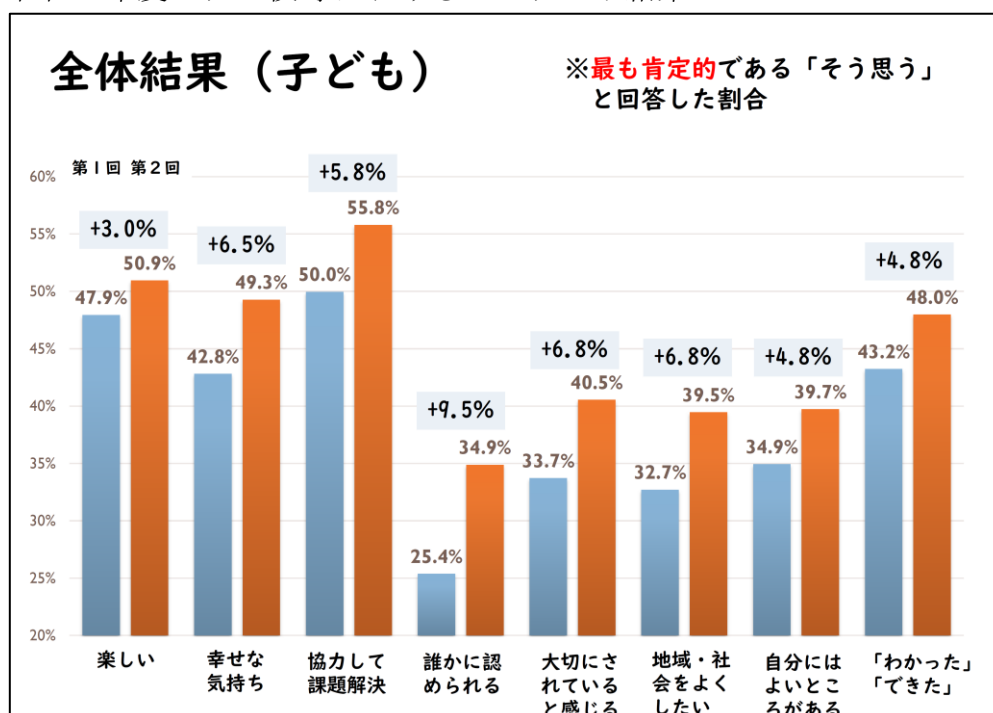
令和7年度からは、毎年度実施される全国学力・学習状況調査を活用して、「ウェルビーイング」及び「ウェルビーイングを支える要素に関する取組」を可視化することで、自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組をより効果的に進めることとしています。

(1) これまでの取組

県教育委員会では、自己肯定感や幸福感など一人ひとりのウェルビーイングの向上をめざし、さまざまな取組を進めています。(資料1参照)

特に、「子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業」では、モデル校等における校内研修支援や、市町等が実施する研修の支援に取り組んでいます。令和7年度のモデル校等のアンケートでは、自己肯定感に関する多くの質問で、ポイントが上昇しています。(モデル校 R6：小学校3校・中学校3校・県立学校2校、R7：小学校1校・中学校3校・県立学校3校、モデル地域2地域)

<令和7年度モデル校等におけるアンケート結果>



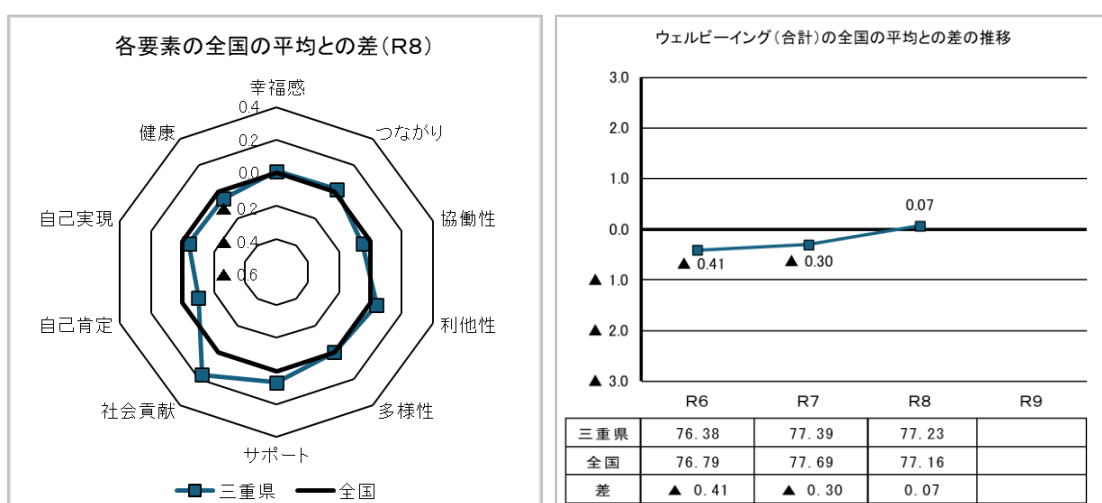
(2) 令和8年度の状況（詳細については、資料2 参照）

ア ウェルビーイングについて

ウェルビーイングの状況については、ウェルビーイングの要素のうち、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査から評価できる 10 の要素を数値化し、全国の平均との差を見ることとしています（対応表1 参照）。

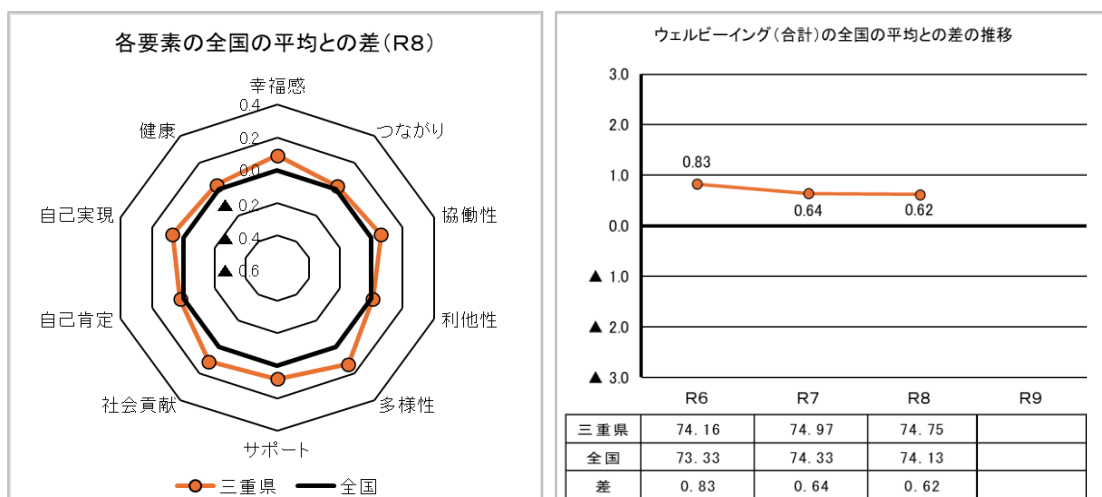
<小学生>

- 「サポートを受けられる環境」、「利他性」などの6つの要素で全国の平均以上となりました。特に、「社会貢献意識」は、昨年度より大きく上がりました。
- 各要素の合計は、令和6年度以降初めて全国の平均を上回りました。



<中学生>

- 令和6年度、令和7年度に引き続き、全ての要素で全国の平均を上回りました。
- 各要素の合計は、全国の平均を上回りましたが、全国の平均との差は令和7年度より小さくなりました。

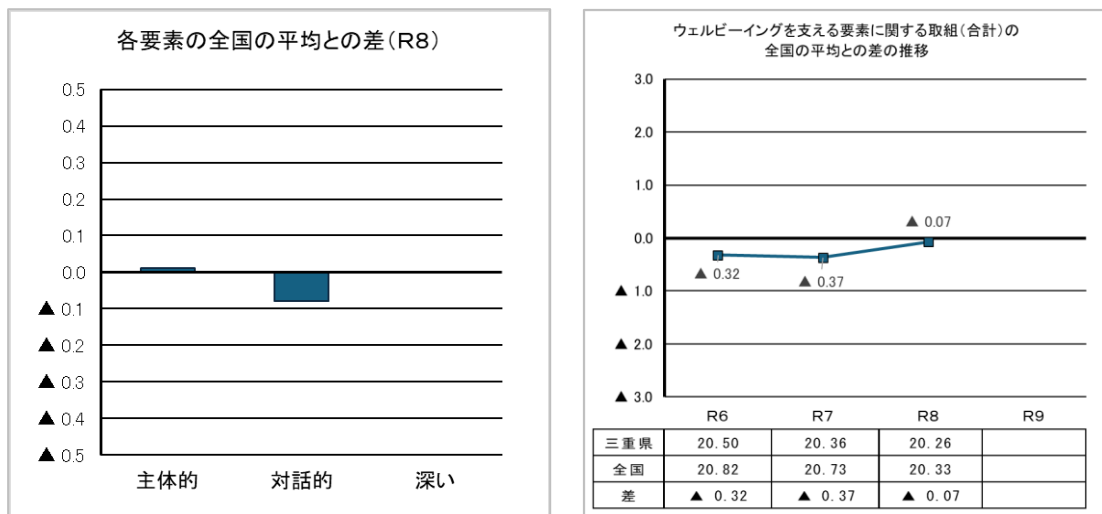


イ ウェルビーイングを支える要素に関する取組について

ウェルビーイングを支える要素に関する取組の状況については、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査で評価できる学力に関係した主体的・対話的で深い学びの実現状況を数値化し、全国の平均との差を見ることとしています（対応表 2 参照）。

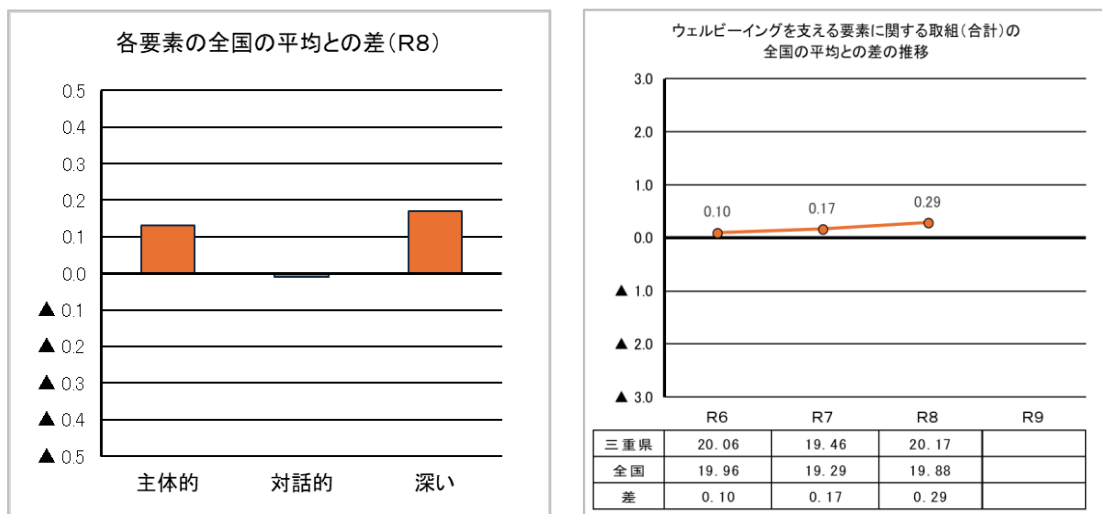
<小学生>

- ・ 全国の平均との差について、全ての要素において令和 7 年度を上回りましたが、全国の平均を上回ったのは「主体的な学び」のみでした。
- ・ 各要素の合計は、全国の平均を下回りましたが、全国の平均との差は令和 7 年度より小さくなりました。



<中学生>

- ・ 「主体的な学び」、「深い学び」の 2 つの要素で全国の平均を上回りました。
- ・ 各要素の合計は、全国の平均を上回り、全国の平均との差は令和 7 年度より大きくなりました。



(3) 今後の進め方

県教育委員会としては、引き続きモデル校及びモデル地域への支援を行うとともに、今年度中にこれまでの成果をもとにした「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成します。

また、ウェルビーイングの状況の推移を把握し、自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組をより効果的に進めてまいります。

さらに、これらの取組によって明らかとなった課題等を市町等教育委員会と共有することで、自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組を県内全域に展開していきます。

対応表 1 (ウェルビーイングについて)

番号	ウェルビーイングの要素	全国学力・学習状況調査（質問番号・質問項目）			
		R6	R7	R8	
1	幸福感	16	12	15	学校に行くのは楽しいと思いますか
		19	15	21	普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか
2	学校や地域でのつながり	18	14	17	友達関係に満足していますか
3	協働性	37	39	46	授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか
		39	41	49	あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか
4	利他性	12	8	11	人が困っているときは、進んで助けていますか
		13	9	12	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか
		15	11	14	人の役に立つ人間になりたいと思いますか
5	多様性への理解	17	13	16	自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか
6	サポートを受けられる環境	10	6	9	先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか
		14	10	13	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか
		36	38	45	先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思いますか
7	社会貢献意識	25	27	33	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか
8	自己肯定感	9	5	8	自分には、よいところがあると思いますか
9	自己実現	11	7	10	将来の夢や目標を持っていますか
10	心身の健康	1	1	1	朝食を毎日食べていますか
		2	2	2	毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか
		3	3	3	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか
		8	71※	32※	健康に過ごすために、授業で学習したことや保健室の先生などから教えられたことを、普段の生活に役立てていますか

※R 7 中学校、R 8 小中学校では、ランダム方式で実施され集計から除外されているため、該当年度・校種の「10 心身の健康」は質問番号 1・2・3 の 3 つの質問で算出。

対応表 2（ウェルビーイングを支える要素に関する取組について）

番号	ウェルビーイングを支える要素に関する取組	全国学力・学習状況調査（質問番号・質問項目）			
		R6	R7	R8	
1	主体的な学び	20	16	22	分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか
		30	32	39	5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか
		34	36	43	学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか
2	対話的な学び	29	31	38	5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していましたか
		33	35	42	学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか
3	深い学び	31	33	40	5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていましたか
		35	37	44	授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思いますか

2 確かな学力の育成について

確かな学力の育成は、子どもたちの自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の自己実現を支えるための重要な柱の1つです。全ての子どもたちが、持てる力を十分に発揮し、意欲的に学ぶことができるよう、子どもたちが「できた」、「分かった」という実感が得られる授業改善や主体的・自律的に学ぶ力を伸ばす取組を進めます。

(1) 令和8年度全国学力・学習状況調査結果の概要【資料3参照】

- ・ 令和8年度全国学力・学習状況調査（以下「全国学調」という。）の教科に関する調査において、平均正答率が全国平均を上回った教科が小中学校合わせた5教科中1教科（小学校国語）でした。特に、小学校国語では、比喻や反復などの表現の工夫に気付く問題で改善がみられました。一方で、小学校算数の立方体の体積を求める式を答えることや、中学校数学の2直線が平行になるための条件の理解に課題がみられました。
- ・ 児童生徒質問調査においては、「自分には、よいところがある」と回答した割合が昨年度に引き続き8割を超えています。あわせて、「先生は、あなたのよいところを認めてくれている」と回答した割合が9割を超え、全国平均を上回っています。
- ・ 「平日の学習時間」「休日の学習時間」において1時間以上と回答する割合は、中学生の平日の学習時間で改善がみられましたが、依然として課題があります。

(2) 学力向上に向けた取組

子どもたちが授業で「学ぶことが楽しい」「分かることがうれしい」と実感することを自ら学ぶ行動につなげ、主体的・自律的に学ぶことのできる力を育むため、「子どもたちが主体的に学ぶことができる授業づくり」と「自己マネジメント力を育成し、学習習慣を確立する取組」の二つを柱として取り組めます。

ア 子どもたちが主体的に学ぶことができる授業づくりの推進

(ア) 若手教員等の授業力向上に向けた取組

- ・ 学力向上に向け、若手教員の授業力の一層の向上を図るため、授業力向上アドバイザーをモデル校に派遣し、若手教員一人ひとりの学びや、やる気を支える指導・助言を行うとともに、複数校の若手教員が学校の枠を越えて学び合い、自らの授業を振り返り、深める研修会を実施します。

- ・ 授業力向上アドバイザーを講師とし、県内全体の若手教員等を対象に、授業づくりを中心とした研修会を開催します。

※令和8年度モデル校8市33校

(桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市)

- ・ 令和7年度に授業力向上アドバイザーを派遣した学校へのアンケートにおいて、「授業力向上アドバイザーの助言が授業改善や授業力向上につながった」と肯定的に回答した割合は、若手教員で98.6%、管理職で100%となりました。

(イ) 学校への伴走支援の取組

- ・ 県教育委員会の指導主事が継続的に学校を訪問し、学校の実態に応じた伴走型の支援を行います。校長との協議や全国学調の結果分析、授業参観を通した教員一人ひとりに応じた指導・助言を行うとともに、学校からの要請に応じて、子どもたちが主体的に学ぶ授業の具体的なモデルを示すなど、教員が授業改善に主体的に取り組めるよう支援します。

イ 自己マネジメント力の育成を通じた学習習慣の確立

- ・ 子どもたちが時間の使い方や学習計画、学習の進め方を工夫しながら取り組めるよう、自己マネジメント力を育成し、自ら主体的・自律的に学ぶ力を伸ばすとともに、学習習慣の確立を図る取組を進めます。
- ・ 自己マネジメント力の育成や学習習慣の確立に関して高い専門的知見を有する有識者を県内小中学校等に派遣し、家庭学習の重要性や児童生徒の主体的・自律的な学びを支える教育活動について、学校の実態に応じた研修会を開催し、各学校が自校の課題に応じた取組を進められるよう支援します。
- ・ 令和7年度モデル校（小学校1校、中学校1校）において、4月に実施したみえスタディ・チェックの「学習や生活に関する質問」と、1年間の取組を経た同一児童生徒の全国学力・学習状況調査の結果を比較すると、平日の学習時間について、「1時間以上」と回答した割合に10ポイント以上の伸びが見られました。

自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組

子どもたち一人ひとりが自他のかけがえのない価値を認識しながら、可能性を伸ばし、自分らしく生きていくことができるよう、自己肯定感を涵養する教育を推進します。

(1) お互いを認め合い支え合う学校づくり

子どもたちがお互いに認め合い・励まし合い・支え合える人間関係を創り上げることができるよう取り組みます。また、子どもたちの自発的・自治的な活動を尊重し、子どもたち自身による創意工夫を引き出す取組を推進します。さらに、安全・安心な学校づくりに向けて、子どもたちが相手の気持ちに寄り添ったり、感謝の気持ちを伝えたりする姿勢を身につけることができる取組を進めます。

- 自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくり等を学ぶ研修会の実施
- 人権学習や子どもの人権が尊重される教育活動についての実践研究の実施
- いじめ予防につながる授業の実証研究の実施
- 市町主催の自己肯定感を涵養する教育に係る研修の支援
- レジリエンス教育に日常的に取り組むことができる内容の教材開発

(2) 多様な子どもの状況に応じた学びを支える指導・支援の充実

① 「できた」、「わかった」という実感を得られる授業の推進

個別最適な学習と協働的な学習を適切に組み合わせた授業づくりや探究的な学習を推進します。

- 自己肯定感を涵養する授業づくりを推進するモデル校等を設置し、効果的な授業づくり・学校づくりに向けた校内研修支援等の推進およびこれまでの取組成果をもとにした「校内研修支援動画用コンテンツ」の作成（令和8年度一部新）
- 効果的な少人数指導（習熟度別指導、ティーム・ティーチング）の推進
- スーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究やSTEAM教育、地域課題解決型学習の推進
- 子どもたちが時間の使い方や学習計画、学習の進め方を工夫しながら取り組めるよう、自己マネジメント力を育成し、自ら主体的・自律的に学ぶ力を伸ばすとともに、学習習慣の確立を図る取組を推進（令和8年度一部新）
- 令和7年度に開設した遠隔授業配信センターから、多様かつ専門性の高い課外・特別授業を配信。令和9年度からの単位認定を伴う正規授業配信に向けた体制準備

② 人の役に立つことを実感できる取組等の推進

子どもたちが他者や集団、社会のために役立つことを実感できる取組や人との関わり合いの中で新しい価値の創造につなげていくことをめざす取組を進めます。

- 起業家や研究者等との交流など生徒の可能性や能力を伸長する取組の実施
- キャリアカウンセリングや企業の情報提供など就職支援の実施
- 高校生の社会参画意識を高める取組の実施
- 人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒への進路相談やソーシャルスキルトレーニング等の機会の充実

③ 達成感や成功体験につながる体験活動の充実

子どもたちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢などを身につけたりするさまざまな体験活動の充実に取り組みます。

- スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保
- 海外留学や海外インターンシップ、姉妹校提携による学校間交流、国際交流等の推進や、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出
- 子どもたちがより行きたくなる図書館をめざす取組の実施
- 子どもたちが文化財の価値を理解したり、魅力に触れたりする機会の創出

④ 地域と連携した取組の推進

全ての子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう、地域と連携しながら、家庭や学校とは異なる居場所での学習支援等を進めます。

- コミュニティ・スクールの導入・充実に向けた取組や地域学校協働活動の支援
- 人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動の活性化
- 外国人労働者を雇用している県内企業や海外事業所を訪問し、従業員との意見交換等を実施
- 進学希望者が多い普通科で学ぶ生徒が、県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展を開催

(3) 教職員の指導力の向上

教職員が子どもたち一人ひとりと信頼関係を構築する力を高める取組を進めるとともに、教職員にとっても学校が幸せや生きがいを感じられる場所となることをめざす取組を推進します。

- 自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくり等を学ぶ研修会の実施（再掲）
- 教職員に向けた子どもたちのレジリエンス力を育む研修会の実施
- 学校の指導体制・運営体制の充実や学校における働き方改革の推進
- 県および市町等教育委員会が策定した「業務量管理・健康確保措置実施計画」に係る取組の推進（令和8年度新）

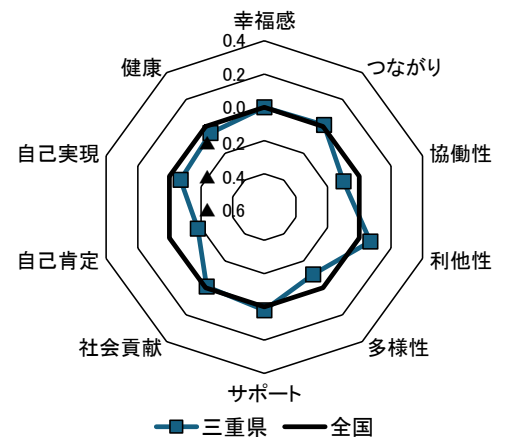
自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組の推移

三重県【小学生】

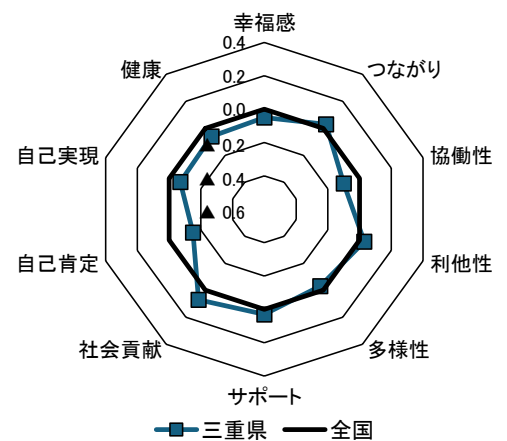
1 ウェルビーイング

		R 6	R 7	R 8	R 9	全国差の推移
幸福感	三重県	7.81	7.93	7.92		
	全国	7.81	7.98	7.91		
	差	0.00	▲ 0.05	0.01		
学校や地域でのつながり	三重県	8.39	8.49	8.39		
	全国	8.38	8.46	8.37		
	差	0.01	0.03	0.02		
協働性	三重県	7.48	7.51	7.50		
	全国	7.58	7.61	7.55		
	差	▲ 0.10	▲ 0.10	▲ 0.05		
利他性	三重県	8.72	8.80	8.70		
	全国	8.65	8.77	8.66		
	差	0.07	0.03	0.04		
多様性への理解	三重県	6.58	6.83	6.82		
	全国	6.68	6.86	6.82		
	差	▲ 0.10	▲ 0.03	0.00		
サポートを受けられる環境	三重県	7.29	7.50	7.51		
	全国	7.27	7.47	7.44		
	差	0.02	0.03	0.07		
社会貢献意識	三重県	7.21	7.09	7.10		
	全国	7.22	7.02	6.93		
	差	▲ 0.01	0.07	0.17		
自己肯定感	三重県	7.22	7.52	7.39		
	全国	7.40	7.67	7.49		
	差	▲ 0.18	▲ 0.15	▲ 0.10		
自己実現	三重県	7.77	7.84	7.73		
	全国	7.84	7.91	7.77		
	差	▲ 0.07	▲ 0.07	▲ 0.04		
心身の健康	三重県	7.91	7.88	8.17		
	全国	7.96	7.94	8.22		
	差	▲ 0.05	▲ 0.06	▲ 0.05		
合計	三重県	76.38	77.39	77.23		
	全国	76.79	77.69	77.16		
	差	▲ 0.41	▲ 0.30	0.07		

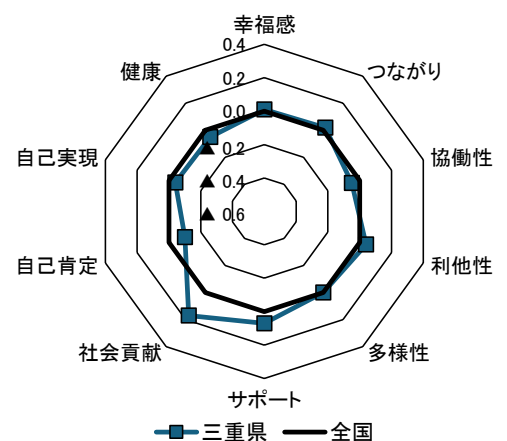
各要素の全国の平均との差(R6)



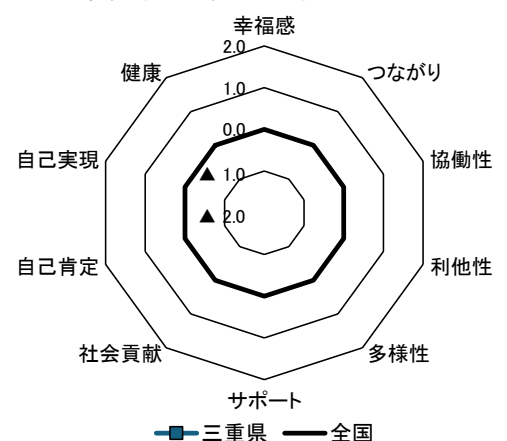
各要素の全国の平均との差(R7)



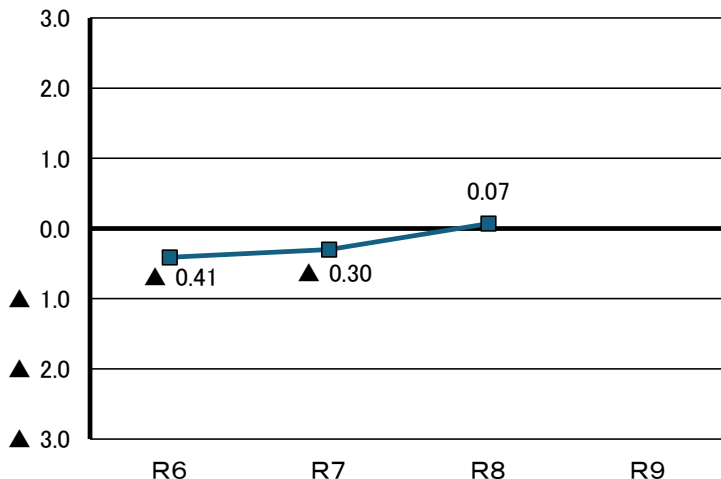
各要素の全国の平均との差(R8)



各要素の全国の平均との差(R9)



ウェルビーイング(合計)の全国の平均との差の推移



	R6	R7	R8	R9
三重県	76.38	77.39	77.23	
全国	76.79	77.69	77.16	
差	▲ 0.41	▲ 0.30	0.07	

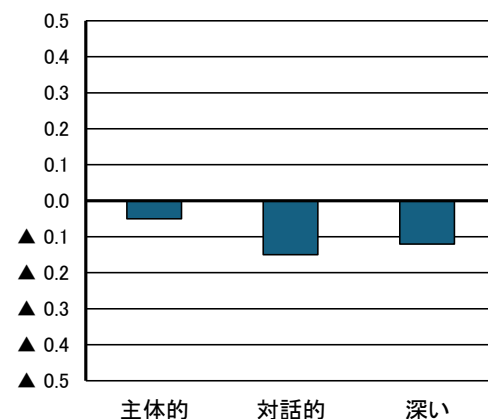
自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組の推移

三重県【小学生】

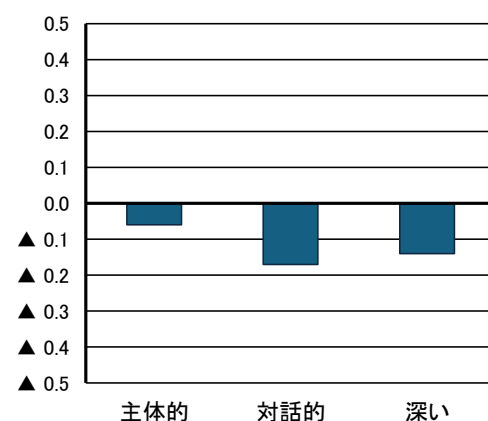
2 ウェルビーイングを支える要素に関する取組

		R 6	R 7	R 8	R 9	全国差の推移
主体的な学び	三重県	6.91	6.88	6.80		
	全国	6.96	6.94	6.79		
	差	▲ 0.05	▲ 0.06	0.01		
対話的な学び	三重県	6.66	6.65	6.72		
	全国	6.81	6.82	6.80		
	差	▲ 0.15	▲ 0.17	▲ 0.08		
深い学び	三重県	6.93	6.83	6.74		
	全国	7.05	6.97	6.74		
	差	▲ 0.12	▲ 0.14	0.00		
合計	三重県	20.50	20.36	20.26		
	全国	20.82	20.73	20.33		
	差	▲ 0.32	▲ 0.37	▲ 0.07		

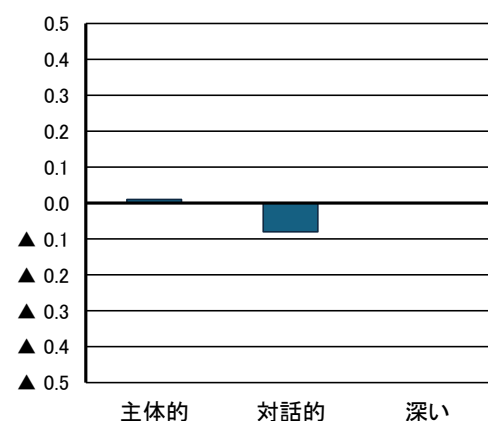
各要素の全国の平均との差(R6)



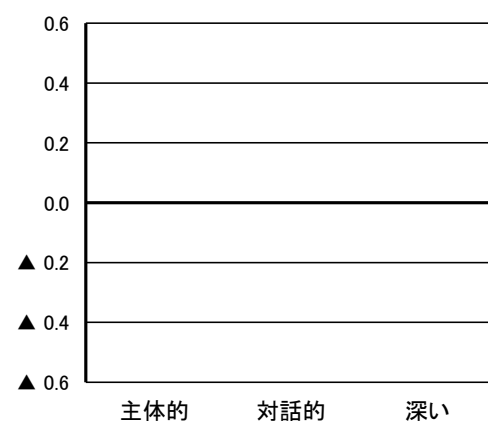
各要素の全国の平均との差(R7)



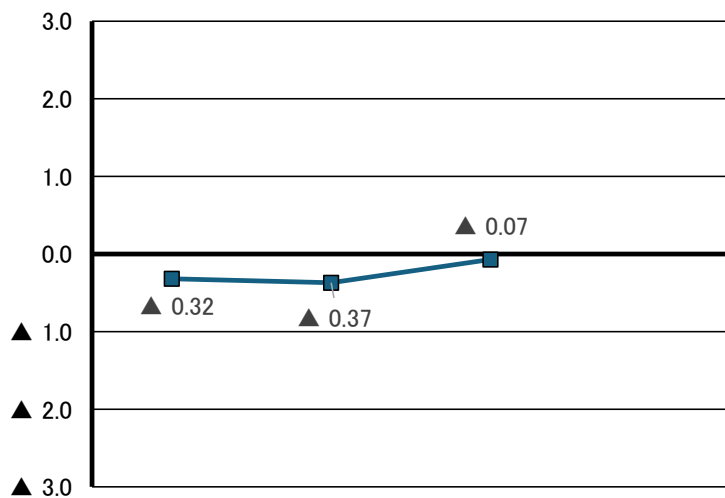
各要素の全国の平均との差(R8)



各要素の全国の平均との差(R9)



ウェルビーイングを支える要素に関する取組(合計)の全国の平均との差の推移



	R6	R7	R8	R9
三重県	20.50	20.36	20.26	
全国	20.82	20.73	20.33	
差	▲ 0.32	▲ 0.37	▲ 0.07	

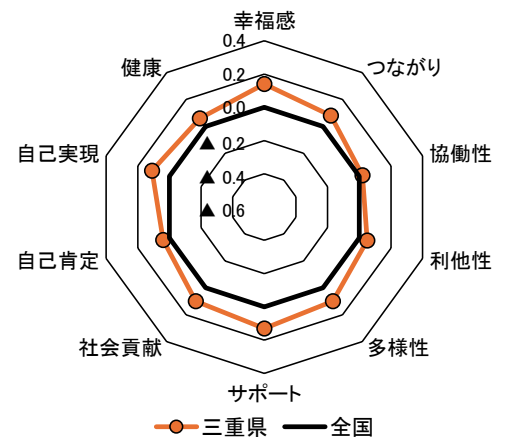
自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組の推移

三重県【中学生】

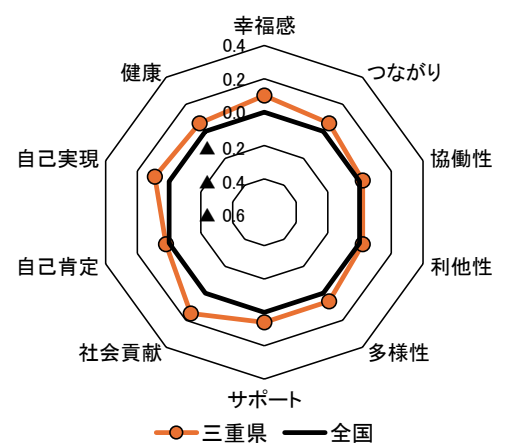
1 ウェルビーイング

		R 6	R 7	R 8	R 9	全国差の推移
幸福感	三重県	7.72	7.85	7.80		
	全国	7.58	7.75	7.71		
	差	0.14	0.10	0.09		
学校や地域でのつながり	三重県	8.16	8.25	8.20		
	全国	8.08	8.19	8.18		
	差	0.08	0.06	0.02		
協働性	三重県	7.60	7.49	7.62		
	全国	7.58	7.47	7.56		
	差	0.02	0.02	0.06		
利他性	三重県	8.50	8.53	8.50		
	全国	8.45	8.51	8.49		
	差	0.05	0.02	0.01		
多様性への理解	三重県	6.81	6.96	7.00		
	全国	6.71	6.90	6.87		
	差	0.10	0.06	0.13		
サポートを受けられる環境	三重県	7.18	7.26	7.30		
	全国	7.05	7.20	7.22		
	差	0.13	0.06	0.08		
社会貢献意識	三重県	6.66	6.54	6.37		
	全国	6.56	6.39	6.26		
	差	0.10	0.15	0.11		
自己肯定感	三重県	7.33	7.47	7.36		
	全国	7.29	7.45	7.34		
	差	0.04	0.02	0.02		
自己実現	三重県	6.42	6.50	6.51		
	全国	6.31	6.41	6.44		
	差	0.11	0.09	0.07		
心身の健康	三重県	7.78	8.12	8.09		
	全国	7.72	8.06	8.06		
	差	0.06	0.06	0.03		
合計	三重県	74.16	74.97	74.75		
	全国	73.33	74.33	74.13		
	差	0.83	0.64	0.62		

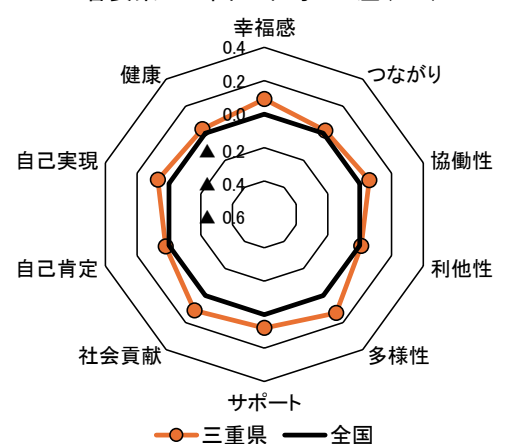
各要素の全国の平均との差(R6)



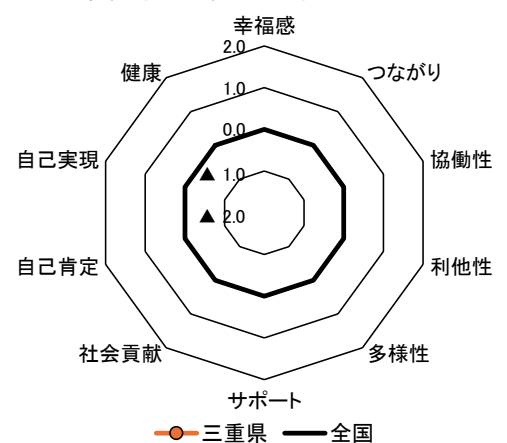
各要素の全国の平均との差(R7)



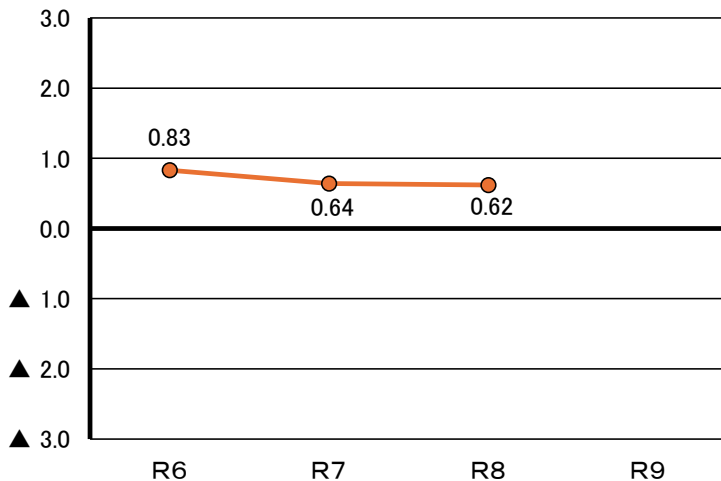
各要素の全国の平均との差(R8)



各要素の全国の平均との差(R9)



ウェルビーイング(合計)の全国の平均との差の推移



	R6	R7	R8	R9
三重県	74.16	74.97	74.75	
全国	73.33	74.33	74.13	
差	0.83	0.64	0.62	

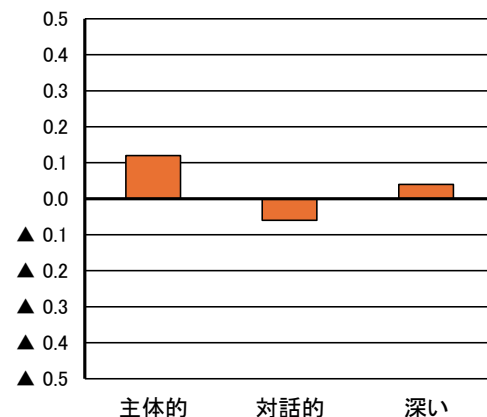
自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組の推移

三重県【中学生】

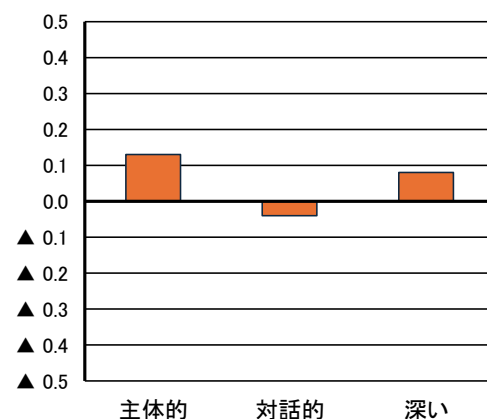
2 ウェルビーイングを支える要素に関する取組

		R 6	R 7	R 8	R 9	全国差の推移
主体的な学び	三重県	6.89	6.69	6.90		
	全国	6.77	6.56	6.77		
	差	0.12	0.13	0.13		
対話的な学び	三重県	6.50	6.39	6.64		
	全国	6.56	6.43	6.65		
	差	▲ 0.06	▲ 0.04	▲ 0.01		
深い学び	三重県	6.67	6.38	6.63		
	全国	6.63	6.30	6.46		
	差	0.04	0.08	0.17		
合計	三重県	20.06	19.46	20.17		
	全国	19.96	19.29	19.88		
	差	0.10	0.17	0.29		

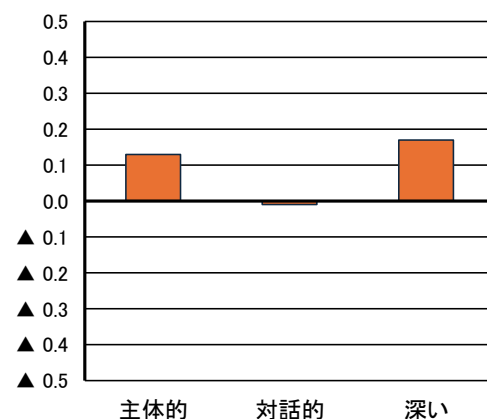
各要素の全国の平均との差(R6)



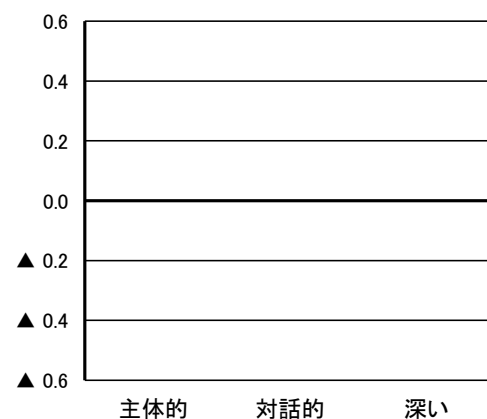
各要素の全国の平均との差(R7)



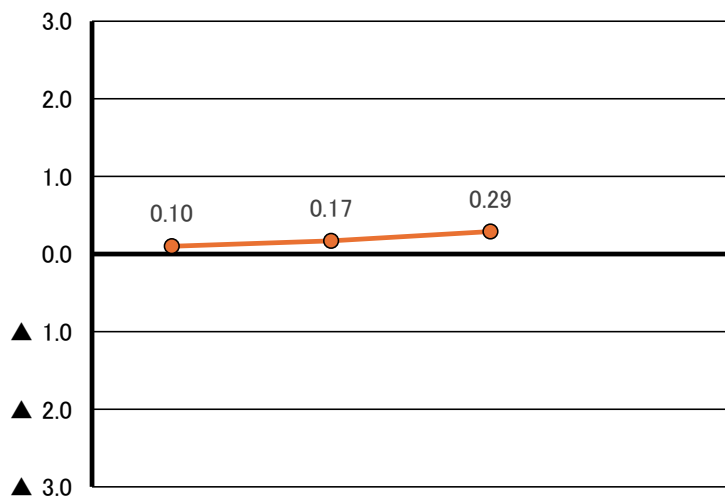
各要素の全国の平均との差(R8)



各要素の全国の平均との差(R9)



ウェルビーイングを支える要素に関する取組(合計)の
全国の平均との差の推移



	R6	R7	R8	R9
三重県	20.06	19.46	20.17	
全国	19.96	19.29	19.88	
差	0.10	0.17	0.29	

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果について

1 教科に関する調査結果の概要

(1) 平均正答率

() の数値は全国（公立）の平均正答率との差

		R5	R6	R7	R8
小学校	国語	66.9% (-0.3)	67.1% (-0.6)	66.1% (-0.7)	61.1% (+0.2)
	算数	61.8% (-0.7)	62.3% (-1.1)	57.1% (-0.9)	55.0% (-1.4)
	理科	—	—	56.0% (-1.1)	—
中学校	国語	68.7% (-1.1)	57.0% (-1.1)	53.2% (-1.1)	62.2% (-1.7)
	数学	51.3% (+0.3)	52.7% (+0.2)	47.4% (-0.9)	56.2% (-0.8)
	理科	—	—	498 (-5) *	—
	英語	45.0% (-0.6)	—	—	494 (-5) *

*R7 中学校理科、R8 中学校英語は IRT スコア

【参考】

・IRT（項目反応理論）

児童生徒の正答・誤答が、問題の特性（難易度、測定精度）によるのか、児童生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童生徒の学力スコアを推定する統計理論

・IRT スコア

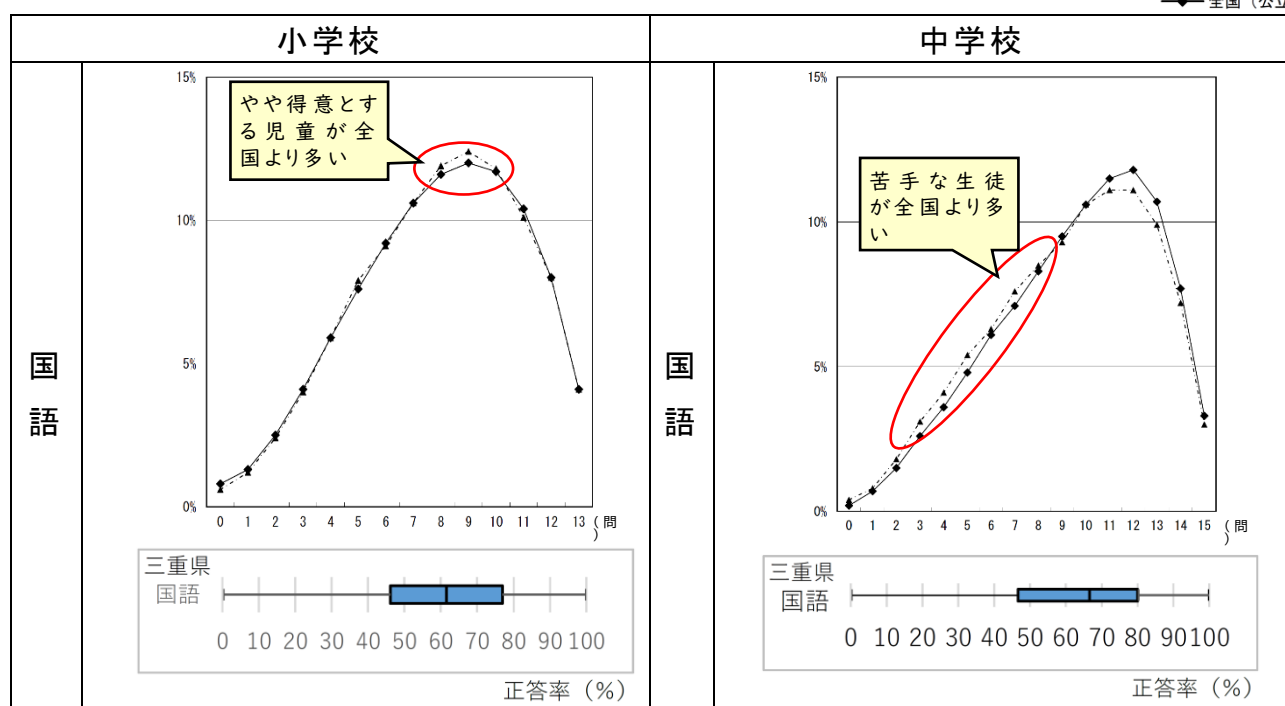
IRT（項目反応理論）に基づいて各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500 を基準にした得点で表すもの

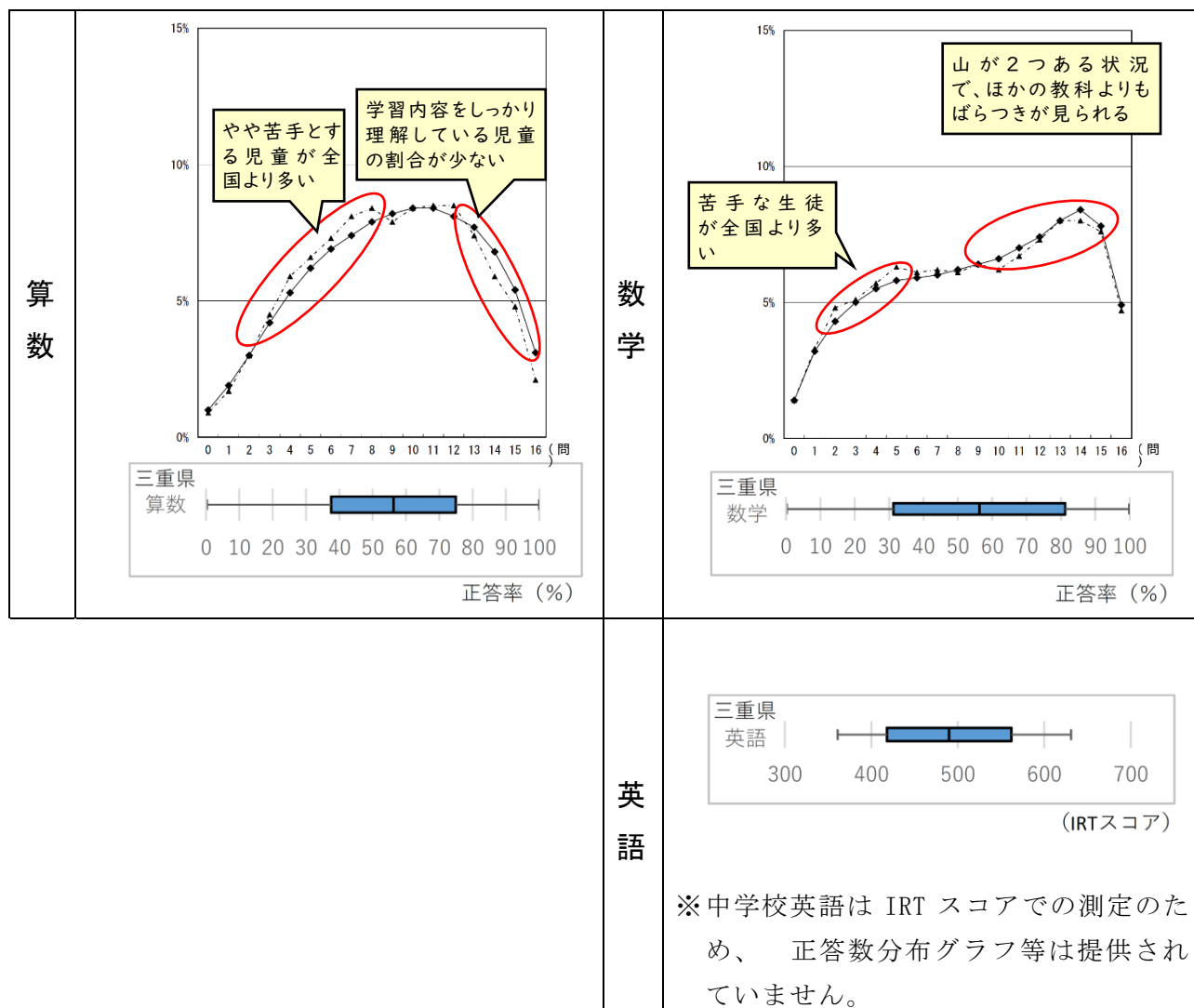
(2) 正答数分布グラフ及び正答率・IRT スコアの分布

- ・小学校、中学校ともに国語に比べて算数・数学の方が、四分位範囲が広くなっており、正答率のばらつきが大きい様子がみられました。

-▲- 三重県（公立）

-●- 全国（公立）

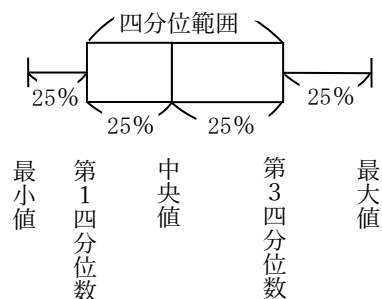




箱ひげ図とは、データの分布を大まかに把握するためのグラフです。箱（長方形）とひげ（線）を使って、データの最大値・最小値・四分位数を表します。

- 上図の箱の部分は、正答率の順に児童生徒を並べたとき、中央付近の約 50% の児童生徒が、どれくらいの正答率であったかを示します。

・箱ひげ図



四分位数

データを四等分した数で、下から $1/4$ にある数を第1四分位数、中央値を第2四分位数、上から $1/4$ にある数を第3四分位数と表します。

四分位範囲

データの中央付近の約 50% が含まれる区間の大きさ（第3四分位数と第1四分位数の差）を表します。

2 学習習慣等に関する児童生徒質問調査の結果

※ () の数値は、全国平均との差

① 平日の学習時間（1 時間以上）

	R5	R6	R7	R8
小学生	54.0(-3.1)	50.6(-4.0)	50.3(-3.7)	45.4(-4.5)
中学生	64.9(-0.9)	63.2(-1.1)	60.5(-1.1)	61.7(+0.1)

② 休日の学習時間（1 時間以上）

	R5	R6	R7	R8
小学生	44.7(-7.8)	40.4(-8.2)	38.0(-9.1)	33.0(-6.0)
中学生	59.6(-5.7)	55.6(-7.4)	49.8(-8.1)	48.9(-3.6)

③ 平日のスマートフォンで SNS や動画視聴をする時間（3 時間以上）

	R4	R5	R6	R7	R8
小学生	21.3(+1.6)		21.3(+0.6)		38.8(+1.2)
中学生	33.4(+3.9)		35.7(+3.2)		53.5(+3.9)

学校の授業時間以外の学習時間が1時間以上と回答した割合について、平日の学習時間を見ると中学生は前年度より増加し、全国平均を上回りました。小学生は、全国平均を下回りました。

平日のスマートフォンで SNS や動画視聴をする時間が3時間以上と回答した割合について、増加傾向にあります。

7 部活動の遠征等における移動の安全対策について

1 はじめに

部活動の遠征等における移動の安全対策については、令和8年5月に磐越自動車道で発生した生徒の死亡事故や、令和8年9月26日に本県において教職員が運転するマイクロバスが高さ制限バーに衝突し、生徒が重軽傷を負う交通事故が発生しており、大変重要な課題と認識しています。

2 県内の現状調査の結果

令和8年5月の生徒死亡事故の発生を受けて、本県においては、部活動における遠征時の安全管理の徹底について注意喚起を行うとともに、県内の県立学校・私立学校を対象とした令和7年度中の部活動遠征における生徒の移動の実態を調査しました。（参考資料）

その結果、教職員等の同乗・同行や遠征の手段について、校長や保護者への事前の報告がない場合があったことがわかりました。

また、これまで県教育委員会では、公共交通機関を原則とし、それが難しい場合に教職員所有の車両を使用する場合についての定めはありましたが、これ以外の多様な移動手段については、その取扱いが明確に定められていない状況にありました。

3 対策の内容

国の「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」と県における調査結果および9月26日に発生した交通事故の状況をふまえ、以下の対策を取りまとめました。

（1）移動手段の優先順位

優先度	移動手段	備考
①	公共交通機関	
②	貸切バス等	
③	自家用車・公用車・レンタカー	校長が認めたやむを得ない場合

（2）安全確保のガバナンスの徹底

対策	内容
管理職による事前承認	引率計画を書面等で校長が事前承認
保護者への事前周知の徹底	書面等で移動手段・経路・緊急連絡先等を事前に周知し、保護者の承諾を得る
チェックリストの活用	統一化したチェックシートを全校で導入
教職員の同乗	貸切バス、自家用車等は原則同乗

(3) 移動手段ごとのルールの設定

移動手段	主な安全管理基準
貸切バス等	・国の許可を受けた事業者（緑ナンバー）の選定、確認 ・書面による契約内容の確認 ・運送引受書の受領と契約内容の確認 ・乗車当日、引率教職員による緑ナンバーの確認
自家用車 (同窓会・保護者 会等所有含む)	・運転者の免許証の確認 ・運転者の健康状態の確認 ・運転者の事故・違反歴の確認
レンタカー	・校長によるレンタカー使用承認（承認願による） ・学校が借受人となってレンタカー事業者と契約 ・学校が自らの責任で運転者を直接手配 ・運転する可能性のある全員を貸渡契約書に明記、貸渡証の当日の携行

(4) 交通安全研修の推進と意識啓発

【管理職】

- ・安全管理責任者として教職員に対し、交通安全研修の受講や運転適性診断の活用を積極的に促す。
- ・運転者に対し、発車前や再出発時には、乗員全員のシートベルト着用を目視で確認するよう指導する。

【運転者】

- ・マイクロバスなど普通乗用車とは異なる車両の特性（車高、車幅、制動距離等）を十分理解し、安全運転に努める。
- ・無理のない運行計画を立て、時間的余裕を確保する。
- ・幹線道路を優先し、高さ制限等の規制標識の確認を徹底する。
- ・発車前や再出発時には、乗員全員のシートベルト着用を目視で確認する。

4 今後の対応

県教育委員会では、これらの安全対策を県立学校に対して通知するとともに、県私学課及び市町教育委員会に情報提供しました。

今後は、生徒が安心して部活動等の学校教育活動に取り組むことができるよう、学校に対して運用状況を確認するとともに、部活動担当者会議等において研修を行います。

また、毎年度当初に校長に対して安全対策の周知を図ることで、今回の安全対策の定着を図ります。

【参考資料】調査結果の概要

(1) 部活動数、遠征数

	学校数 (校)	部数 (部)	うち遠征 した部数	遠征回数(回)		
				県内	県外	計
県立学校	72	1,267	1,004	11,369	2,883	14,252
私立学校	32	513	290	3,028	1,626	4,654
計	104	1,780	1,294	14,397	4,509	18,906

※遠征とは公式大会、コンクール、練習試合、合同練習・演奏、学校外での取材活動等を指します。

(2) 移動手段別遠征回数

移動手段		計		県立学校		私立学校	
		遠征回数	割合	遠征回数	割合	遠征回数	割合
公共交通機関		11399	50.4%	9906	55.1%	1493	32.1%
貸切バス		921	4.1%	745	4.1%	176	3.8%
スクールバス		1,041	4.6%			1,041	22.4%
学校関係者 所有車両	教員	6,488	28.7%	5,396	30.0%	1,092	23.5%
	保護者	1,519	6.7%	1,052	5.9%	467	10.0%
	関係団体	374	1.7%	335	1.9%	39	0.8%
	(OB会、保護者会等)						
レンタカー		755	3.3%	497	2.8%	258	5.5%
上記以外(タクシー等)		133	0.6%	45	0.3%	88	1.9%

のべ 22,630

17,976

4,654

※割合は、各移動手段の遠征回数を、のべ回数で割った値です。

※1回の遠征において複数の移動手段を用いることがあるため、遠征の総回数と一致しません。

(3) 安全管理の状況

移動手段		教職員の同乗・同行がなかった場合がある部数			遠征手段について、校長への事前報告がなかった場合がある部数			遠征手段について、保護者への周知がなかった場合がある部数		
		計	県立学校	私立学校	計	県立学校	私立学校	計	県立学校	私立学校
公共交通機関		554	427	127	94	26	68	44	23	21
貸切バス		36	34	2	36	32	4	0	0	0
スクールバス		9	0	9	0	0	0	11	0	11
学校関係者 所有車両	教員	0	0	0	11	7	4	1	0	1
	保護者	-	-	-	71	36	35	13	4	9
	関係団体 (OB会、保護者会等)	8	2	6	2	2	0	0	0	0
	レンタカー	9	9	0	37	37	0	1	1	0
上記以外（タクシー等）		4	0	4	0	0	0	0	0	0
(実部数)		588	447	141	208	104	104	58	28	30

8 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和7年度分)

<県の評価等>

施設所管部名

教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター（鈴鹿市住吉町南谷口）
指定管理者の名称等	鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社 代表取締役 吉川 征道（鈴鹿市矢橋1丁目23番地4号）
指定の期間	令和6年4月1日～令和23年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①青少年センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②青少年センターの施設等の利用の許可等に関する業務 ③青少年センターの利用料金の収受等に関する業務 ④青少年センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤青少年センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B			●年次業務計画に基づき、施設の運営や活動プログラムの提供が適切に実施されている。 ●利用者の安全・安心に資するよう、施設及び設備の維持管理・修繕が行われている。 ●施設リニューアル後1年が経過し、安定的に施設の運営が行われている。
2 施設の利用状況	B	A			●施設リニューアル初年度であった令和6年度と比較して、令和7年度の利用者は約1.8倍の176,965人となり、目標の73,300人を大幅に上回った。 ●隣接するダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森)に令和7年7月に開設されたミジュマル公園を一体的な管理運営者として、青少年センター利用の大幅増につなげている。 ●近接する鈴鹿サーキットで開催されるF1日本GPの機会も利用者増に活かしている。
3 成果目標及びその実績	B	B			●成果目標については、施設延利用者数の目標73,300人に対し、実績は176,965人(対前年比約1.8倍)と目標を達成するとともに、大幅に増加している。 ●もう一つの成果目標である定員稼働率についても、目標の29.16%に対し、実績は35.58%と目標を6.42ポイント上回っている。 ●一方、施設利用者満足度については、目標の90%に対し、実績は86%と目標を4ポイント下回った。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	●令和4年1月に事業者と契約を締結した「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業」PFI事業に基づき、隣接する鈴鹿青少年の森と一体的な運営が行われている。 ●青少年センターの利用者は令和6年度より大幅に伸びており、過去最高の利用となった。令和5年度にリニューアルした施設の魅力や強みを、利用者増という結果につなげている。 ●鈴鹿に立地しているため名古屋や大阪からのアクセスも良好で、利用者のうち約4割が県外からの利用となっている。また、F1開催時にはキャンプサイトの3連泊プランを設定する等、利用者のニーズに適応したメニューを提供しており、これらのことも良い結果につなげている。 ●一方で、主催事業の参加者は定員に満たないものも見られるため、改善の余地がある。 ●令和7年7月のミジュマル公園の開設に伴い青少年センターの利用者が増加するなど、PFI事業による一体的運営の相乗効果も現れている。
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和7年度分)>

指定管理者の名称: 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 鈴鹿青少年センター条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、指導業務、利用許可、料金収受及び関係者への研修業務等に関する業務を実施した。
- ・利用団体にはメールでの連絡を中心に双方に齟齬が生じないようなやり取りを心掛けた。また、学校団体には年3回の合同事前説明を実施しており、合宿当日は生活面の助言、創作活動の事前講習を行い、鈴鹿青少年センターとしても学校団体の活動を支援した。
- ・主催事業ではYMCAのプログラムを元に、SDGsや野外体験、インクルーシブな体験やニュースポーツであるピクセルボールを更に広めていく事業を展開した。また親子での交流の場として、親子カヤック教室や親子でのキャンプ事業を増設し、さらに伊勢形紙協同組合の協力で「みえっ子ワークショップ」を企画した。
- ・「三重県から地域ぐるみで体験の風を起こそう運動実行委員会」を鈴鹿青少年センター主導で継続し、当施設を含めた地域の方々との連携で、安価にて様々な活動を体験できる青少年の健全育成と生涯学習事業を企画した。
- ・より多くの方の宿泊体験を鈴鹿青少年センターへ誘致する為に旅行代理店への営業活動の頻度を増やした。
- ・より多くの方に体験をしてもらうよう、土日の一般団体も積極的にプログラム誘致できるようにした。
- ・様々なイベントや事業を通して施設のPRに努めるとともに、SNSを活用したセンター・センター周辺の魅力を発信し、新しい鈴鹿青少年センターの情報発信を実施した。
- ・利用申請、利用許可及び利用料金収受等に関する業務については、取扱い基準、利用料金の納入方法等を定め適正に運用した。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・維持管理計画書どおり実施。(一部作業月変更あり)
- ・防火設備定期検査初回の検査1月実施。要是正項目指摘6件。
2026年3月末までに3件対応済み。残り3件は施設整備企業と共に是正対応を進めていく。
- ・空気環境測定にて指摘事項が度々あった。(炭酸ガス濃度基準値以上、温度・湿度基準値外等)
当日の天候や空調停止によるものが大半ではあるが、炭酸ガス濃度基準値超過については、測定時に在室者が多かったことによる一時的な要因と考えられる。
また、温度・湿度の基準値外については、空調設備の温度管理を徹底していく。
今後も継続して状況を確認し、適切な室内環境の維持に努める。
- ・6月15日(日)管理研修棟2階3階(南側階段横)で雨漏れが発生(少量の床面水溜まり程度)。以降下記日程にて雨漏れ確認。
雨天時(7/15、7/17、8/11、8/13、9/5、10/15、12/24、3/26)
施設整備側と共に継続して対応を進めていく。
- ・令和7年度の修繕費の支出額1,532,300円(税込) 件数6件
修繕計画工事实施なし。突発的な工事が発生したため、修繕費が発生した。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・ミジュマル公園設置にあたり、式典やポケモンに関わるイベント(音楽)などの会場として協力した。
- ・ミジュマル公園設置にあたり、ポケモングッズ等の販売コーナーをセンター内に設置協力した。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・令和6年4月1日から施行している「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業のセンターに係る個人情報マニュアル」に基づき実施している。
- ・令和7年度においては、開示請求はなかった。

⑤ その他の業務

- ・特になし

(2) 施設の利用状況

設定目標	施設延利用者数	73,300人	実績	施設延利用者数	176,965人
	定員稼働率	29.16%		定員稼働率	35.58%
・利用受付業務については、要求水準書第6章2(2)により、三重県立鈴鹿青少年センター条例等に基づき適正に処理した。					

2 利用料金の収入の実績

・利用料金収入目標額 141,504千円に対し、令和7年度実績167,961千円であった。 ・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減免額 41,505,000円)
--

3 管理業務に関する経費の収支状況 (単位:円)

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	91,718,700	91,718,700	事業費	76,914,199	72,291,536
利用料金収入	84,856,442	167,961,249	管理費	101,100,692	125,886,476
その他の収入	150,996	0	その他の支出	0	0
合計 (a)	176,726,138	259,679,949	合計 (b)	178,014,891	198,178,012
収支差額 (a)-(b)	△ 1,288,753	61,501,937			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	41,505,000
---------	------------

4 成果目標とその実績

成果目標	施設延利用者数	73,300 人
	定員稼働率	29.16 %
成果目標に対する実績	施設延利用者数	176,965 人
	定員稼働率	35.58 %
(参考指標)	施設利用満足度	90 %
(参考指標に対する実績)	施設利用満足度	86 %
今後の取組方針	ミジュマル公園もでき、施設に足を運び、利用される方が増えてきている。またユーススペースの周知も広がり、センターと公園の横断的な利用に繋がっている。更に利用促進させる為、四日市工業高等学校の生徒と引き続き連携をとりながらバージョンUPさせていく。 「ワクワクがさくさく進む公園まるごと研修所」として、利用者の方々の目的達成のサポートができるよう公平なサービスを心掛けていく。新しい体験メニューの開発に引き続き取り組む。また県内・県外の小中学校、高等学校の集団宿泊研修・課外授業、大学・企業のオリエンテーション合宿・研修等での利用促進の取り組みに努めていく。	

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B	昇降機や浄化槽の点検、害虫防除等の必要な作業は全て年度内に完了することができた。また、法令点検などについては自社にて確認し、SPC内にてセルフモニタリングチェックシートを活用し確認をしている。要是正項目については随時是正を行っている。 自主提案事業にて実施している「ダニ生息調査」・「循環配管及び濾過装置の低圧泡フォーム洗浄」にて宿泊者の健康に努めている。

2 施設の利用状況	B	A	リニューアルから1年が経過し、宿泊増・利用者増に繋がり、地域の方々・企業などにも周知が広がっていると感じる。体験活動に関するものは、YMCAを中心に内部で検討し、より良い体験活動の提供の為、親子イベントを増やしたり、企画名を工夫したりと改善に努めた。また各事業開催にあたっては社員ミーティングを実施し、開催後にはセルフモニタリングを通して次年度への改善を進めている。より多くの皆様にセンター施設を活用いただけるよう、SNS発信や広報等に注力し、センターを利用するスクール運営者や、スポーツサークル作りで安定的な利用者増を目指す。
3 成果目標及びその実績	B	B	施設延利用者数・稼働率共に成果目標を達成することができた。但し、F1が年度内に2度開催されたことや、滋賀県での国民スポーツ大会があったことでの特別事情による宿泊の影響もある為、引き続き三重県下・周辺大学や近隣企業への営業活動を行い、利用いただける関係性を築き、更に各種団体の合宿先としての利用促進に努めていきたい。 一方、施設利用者満足度は目標未達となったものの、満足度向上に向け課題である食事のメニュー改善を都度実施している。

※評価の項目「1」の評価：

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	・令和7年度は目標としていた利用料収入を大幅に超える結果となった。これは年度内に2回F1が開催されたことが要因であり、令和8年度にはこのような要因がないため、今回の結果に満足することなく、今後も新規顧客の集客とリピーターの獲得に努める。 ・運営にあたっては、専門性を持った体験プログラム指導者の配置や、9大アレルギーと20品目をできる限り除去した食事の継続、利用者の意見も取り入れた新しいメニュー提供など、利用者が安心して満足できる体験を受けてもらえる環境を整えた。 ・主催事業の活性化については、どこに需要があるかを見定め、広報に力を入れた。プレパーク体験や親子イベントなどに需要があることも掴んできているので、更なる利用に繋がるよう日程調整や、料金設定の最適化をしていきたい。 ・自主提案事業については地方紙・学校等への告知をすることで、施設利用の新しい方法及び認知度アップに努めるとともに、SNS等においても情報発信に努めた。 ・「利用者アンケート」はNPS(NetPromoterScore)指標を元に分析し、次回利用の傾向を強めるため、利用者へのヒアリングを行った。自分達の強み、改善点のいずれもヒアリングを行った後、直ちに改善できることから対応し、サービスの向上に努めた。 ・施設設置目的である青少年・教育関係団体の宿泊研修の場として、県内外からも利用していただけるよう、各市町への営業活動と近隣県の旅行代理店への営業活動にも力を入れた。県外学校からは問合せも増え、ダンススクール等の利用も増えてきているので、サークルの結成サポート、インクルーシブ利用の促進を行う役目も担っていきたい。 ・利用者の安全確保のため、「危機管理マニュアル」「災害対策応急マニュアル」を作成し、迅速、的確な対応をすることが出来るよう心がけるとともに、職員を中心に防火防災講習など、内部での研修も実施した。また公園との連携も図り、連携防災訓練も実施した。今後は外部の講習等も受け最新の対応法を学びながら、対応していける組織にしていきたい。 ・業務の執行は、事業計画書・要求水準書に示された内容に基づいて取り組んできた。スタッフ一人ひとりが複数の業務(マルチ)を執行できるように体制が整ってきた。また、事業の目標を明確化し、達成に向けてのフローや行動・結果を検証し、利用者からの声も踏まえながら、安心安全で、スズカトでしかできない体験・合宿を行っていただけるように、業務を遂行していく。
--------	--

参考

鈴鹿青少年センターについて

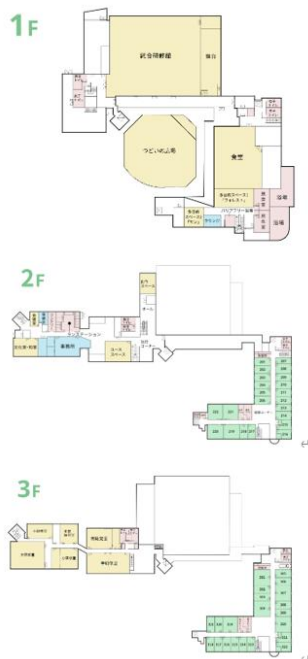
1. 目的

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。

2. 施設の概要

所在地	鈴鹿市住吉町南谷口	
開始年	昭和 60 年	
構 造	鉄筋コンクリート造等 3 階建て等	
宿泊定員	290 名	
延床面積	6,807.54 m ²	
土地面積	19,194.92 m ²	
指定管理者	鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社	
指定管理導入	令和 6 年度～ 1 期目(令和 6 年度～令和 22 年度)	

3. 施設設備内容



1F	ユーススペース、食堂、浴室、総合研修館、多目的ルーム 1(フォレスト)、多目的ルーム 2(サン)、つどいの広場
2F	エントランス、ユーススペース、保健室、ランドリー、文化室・和室、創作スペース、和室小、和室中、和室大、洋室小、洋室中、洋室大
3F	楽器練習室、視聴覚室、小研修室 1、小研修室 2、中研修室、大研修室、和室小、和室中、洋室小、洋室中、洋室大
その他(屋外)	第 1 炊飯場、第 2 炊飯場、キャンプサイト

4. 利用実績

	成果目標	R6	R7
延利用者数	73,300 人	98,172 人	176,965 人
定員稼働率	29.2%	22.4%	35.6%

定員稼働率:

$$\frac{\text{延べ宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$$

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

5. 利用料

(1) 宿泊利用料金

区分		年齢	利用料金(1泊につき)※3	
			通常期(円)	繁忙期※1
一般		3歳※2～小学生	5,300	6,400
		中学生～大学生	5,300	6,400
		大人	6,800	7,150
学校利用	県内	中学生以下	820	
		高校生以上	1,240	
	県外	中学生以下	1,350	
		高校生以上	2,190	

※1 繁忙期…週末、夏休み、冬休み、春休み、三連休、大型連休、年末年始等

※2 3歳未満の利用は、無料

※3 リネン料金含む

(2) 施設利用料金

施設名	時間	利用料金(円)※1
総合研修館	1時間	1,880
	超過30分	940
	空調・冷暖房	3,100
大研修室	1時間	1,120
	超過30分	560
研修室・文化室・創作室 楽器練習室・視聴覚室	1時間	740
	超過30分	370
お風呂・ランステーション	1回	500

※1 施設利用料は、学校利用等で宿泊を伴う場合は無料。一般利用で宿泊を伴う場合は半額（空調利用は別）。ただし、日帰り利用者数により適用外。

6. その他

事業者への融資金融機関は、事業者の財務状況等について、資金の流れや収支状況の妥当性等の検証や財務諸表の確認等のモニタリングを実施しており、その結果、特段問題はない旨の報告を得ている。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和7年度分)

<県の評価等>

施設所管部名 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野少年自然の家（熊野市金山町1577番地）
指定管理者の名称等	有限会社熊野市観光公社 代表取締役 山本 方秀（熊野市井戸町654-1）
指定の期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①少年自然の家条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③少年自然の家の利用料金の収受等に関する業務 ④少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤少年自然の家の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B			●施設修繕の優先度を定めた計画に基づき、効率的な修繕を実施することで、安心・安全な運営管理を行うとともに、可能な限り職員が修繕を実施することで経費削減に取り組んでいる。 ●利用者から寄せられた意見や改善提案を積極的に取り入れ、運営管理の改善等に努めている。 ●消防訓練や救急救命講習等を業務計画書に基づいて実施し、日頃から有事に備えている。
2 施設の利用状況	B	B			●施設延利用者数は23,543人と、令和6年度と比較して1,509人減少しているが、利用団体は20団体増加し311団体になっている。 ●延宿泊者数は10,024人と、令和6年度と比較して1,442人増加し、定員稼働率は14.1%となり、令和6年度と比較して2.0ポイント増加した。 ●指定管理者の主催事業の多くは募集定員を超える参加人数となっており、利用者アンケートでは高い評価を得ている。
3 成果目標及びその実績	C	C	+	+	●成果目標については、施設延利用者数目標の27,500人に対し、実績は23,543人、定員稼働率についても、目標17.0%に対して実績14.1%と、目標を達成していない。 ●一方で、参考指標の利用者満足度は目標の90%以上に対し、実績は98.7%と利用者からの評価は極めて高い。

※「評価の項目」の県の評価：
「+」（プラス）→ 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」（マイナス）→ 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「」（空白）→ 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	●施設設備の老朽化に伴う修繕を計画的に実施し、専門性を有する維持管理業務は外部委託とするなど施設設備の安全管理に努めている。利用頻度の高い設備は、職員による日常点検を徹底し、緊急度の高いものは優先的に修繕を行うなど安心して利用できる環境整備を行っている。また、利用者アンケートに寄せられた課題に対して速やかに対応策を講じ改善に取り組んでいる。 ●熊野少年自然の家が持つ豊かな自然環境を活かした主催事業は、学校教育では得られない社会教育施設としての役割を果たしていると言える。 ●職員が複数の業務を執行できるような体制を整えることで、業務が属人化しないよう工夫がなされた。 ●成果目標のうち施設延利用者数及び定員稼働率は成果目標を下回ることになったが、施設利用者満足度は目標を達成していることから、指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。 ●引き続き安心・安全な施設運営を実施し、学校教育やその他の関係機関と連携した自然体験活動の充実に取り組むとともに、地域の交流地点として多世代の利用者誘客を期待する。
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和7年度分)>

指定管理者の名称: 有限会社熊野市観光公社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①熊野少年自然の家条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、指導業務、利用許可、料金収受及び関係者への研修業務等に関する業務を実施した。
- ・利用団体にはオリエンテーションを行い、生活面の助言、創作活動及び野外活動等での講習を行い研修活動を支援した。
- ・主催事業では、悪天候や昨年同様クマアラートの発令等で止む無く中止にした事業もあった(秋のキノコ観察会等)。地元団体等と共催でニュースポーツ大会、学童野球大会等を開催した。また、地域自治会とレクリエーションスポーツ(ポッチャ、ユニカール等)を通じて体験会を重ねることでニュースポーツの普及も行い、小学生から一般まで幅広く青少年の健全育成と生涯学習事業を推進した。
- ・利用申請、利用許可及び利用料金収受等に関する業務については、取扱い基準、利用料金の納入方法等を定め適正に運用した。
- ・「イベントのご案内」を作成し、東紀州地域を中心に小学校へ配布し、施設PRに努めるとともに、ホームページを通じた情報発信を行った。また、地元ケーブルテレビ等を活用して主催事業のPRを積極的に実施した他、スタッフブログにより、テレビや新聞では伝わらない「熊野少年自然の家のイマ」を伝えるなど情報発信の充実に努めた。
- ・熊野大花火大会のボランティア団体であるIVUSA(国際ボランティア団体)の約130人の6泊を受け入れ対応した。来年度以降も利用いただける見通しとなっている。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・令和7年度の修繕費の支出額は3,698,190円を要した。老朽化に伴う施設設備の整備を積極的に実施し、野外炊事場屋根破損部分の修繕及び給湯管改修工事を行った。また、例年どおり緊急性を要する物件については、速やかに修繕を実施した。
- ・短期(1年)及び中長期(3年以上)等の修繕計画を立て、大規模修繕については、県に協議報告するとともに、小破修繕については、指定管理者において計画的に修繕を実施した。
- ・令和8年度においては、地下貯蔵タンクの電気防食工事を中心に検討していく。

③県施策への配慮に関する業務

- ・「ミニ人権大学講座」(障がい者の人権)に参加し、人権を尊重することの大切さを学んだ。
- ・石川県羽咋市で開催された「令和7年度東海北陸地区青少年教育施設協議会 運営研究大会」に職員3名が参加し、他施設職員との交流に努めるとともに、意見交換の中で得た意見を参考に施設運営に生かした。
- ・三重大学からの依頼で、昨年度に引き続き大学院教育実習生の教育実習期間の宿舎として利用を斡旋した。
- ・普通救命講習、消防訓練、交通安全講習に全職員で参加した。
- ・令和7年度危険物取扱者保安講習に参加した。
- ・働き方改革関連法説明会(オンライン)に参加した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・平成22年4月1日から施行している「三重県立熊野少年自然の家の管理に関する情報公開実施要領」に基づき実施している。
- ・令和7年度においては、開示請求はなかった。
- ・三重県が開催する「情報公開・個人情報保護制度初任者研修会」に職員を派遣し、制度の正しい理解と運用に努めた。

⑤その他の業務

- ・特になし

(2) 施設の利用状況

＜設定目標＞		＜実績＞	
施設延利用者数	27,500名	施設延利用者数	23,543人
定員稼働率	17.0%	定員稼働率	14.1%
・施設利用者の受入れについては、基本協定書第9条に基づき利用許可基準を定め、三重県行政手続条例及び三重県立熊野少年自然の家条例に基づき適正に処理した。			

2 利用料金の収入の実績

- ・利用料金収入目標額6,203千円に対し、令和7年度実績5,064千円であった。
- ・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減免額251,500円)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	43,734,000	45,292,000	事業費	1,591,438	1,680,642
利用料収入	4,417,700	5,064,978	管理費	43,206,558	46,785,108
その他の収入	677,688	422,196	その他の支出	2,676,744	2,607,252
合計 (a)	48,829,388	50,779,174	合計 (b)	47,474,740	51,073,002
収支差額 (a)-(b)	1,354,648	△293,828			

※参考

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

利用料金減免額	251,500
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	施設延利用者数	27,500人
	定員稼働率	17.0%
成果目標に対する実績	施設延利用者数	23,543人
	定員稼働率	14.1%
(参考指標)	施設利用者満足度	90%以上
(参考指標に対する実績)	施設利用者満足度	98.7%
今後の取組方針	「心身ともに健全な少年の育成を図る」という設置目的の達成に向けて取り組む。また、県内外の小中学校への修学旅行誘致や集団宿泊研修、課外授業での利用促進の取組に努めるとともに、閑散期対策としての新たな事業開発にも力を入れていく。さらに、引き続き感染症対策等にも十分配慮した施設運営を展開する。	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B	事業実施に関するものは、指導系職員を中心に内部で検討し、事業終了後は直ちに職員全員で反省会を行い、反省点の改善に努め、次の開催に備えた。施設設備の維持管理については、職員で対応できる修繕等は、職員で行うなどコスト削減に努めた。ただし、専門的技術を要する事業については、例年どおり外部委託とした(令和7年度は野外炊事場屋根改修工事)。また、施設の情報発信として、実施した主催、共催事業の活動報告を地元紙、及びスタッフブログ等に掲載し、今後の参加を呼び掛けた。
2 施設の利用状況	B	B	利用団体数は311と、令和6年度と比較して20団体増加した。延宿泊者数も10,024人と、令和6年度と比較して1,442人増加した。利用者のうち2割強は県外からの利用であり、リピーターも増え続けている。また、主催事業の多くは募集定員を超える参加人数となり、事後アンケートでは事業について高く評価いただいている。
3 成果目標及びその実績	C	C	施設延利用者数と定員稼働率はどちらも成果目標に及ばなかったため、今後は県内だけでなく、県外への周知に一層力を入れていきたい。また、新しい主催事業や、地域を巻き込んだ主催事業等の実施により、閑散期対策にも力を入れていきたい。

※評価の項目「1」の評価 : [A] → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
[B] → 業務計画を順調に実施している。
[C] → 業務計画を十分には実施できていない。
[D] → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 : [A] → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
[B] → 当初の目標を達成している。
[C] → 当初の目標を十分には達成できていない。
[D] → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	・新規主催事業の開発にも力を入れるとともに、令和8年度においては成果目標達成を目指して、営業活動等にも力を入れ取り組んでいきたい。 ※令和8年度成果目標 施設延利用者数27,500人 定員稼働率 17.0% ・主催事業の開催にあたっては、平成25年度から実施している東紀州エリア、隣接する和歌山県新宮市内の全小学校へのチラシ配布を継続するとともに、例年どおりホームページやZTV等のメディアを通して募集活動を行った。（県内中勢、北勢、大阪、滋賀からも申込みがあった。） ・開催事業報告を地方紙等に掲載することで、施設利用のあり方及び認知度アップに努めるとともに、ブログ等においても情報発信に努めた。 ・「利用者アンケート」は例年どおり宿泊利用者、日帰り利用者、主催事業参加者の3通りに分けて入所の全団体を対象に行い、要望を把握し、直ちに改善できる事については対応し、サービスの向上に努めた。また、コピー用紙の両面利用や封筒の再利用、個人使用の消耗品への名前の記入、また、昼休みの消灯等徹底したコストの削減を行った。 ・施設設置目的である小中学校の宿泊研修の場として、県内外からも利用していただけるよう引き続き営業活動にも力を入れて取り組んでいきたい。また、スポーツ、文化クラブの合宿基地としての役目も担っていきたい。 ・施設の維持管理については、修繕計画を立て優先順位をつけて修繕を実施した。令和7年度においては野外炊事場屋根修繕を実施した。 ・利用者の安全確保のため、「危機管理マニュアル」「災害対策応急マニュアル」を作成し、職員全員が携帯し備えた。迅速、的確な対応をすることができるよう心がけるとともに、職員を中心に防火防災講習を実施した。また、「人権研修会」に出席し人権について研修を受けた。また、「野外教育指導者養成講座」に職員1名を派遣した。 ・業務の執行は、事業計画書に示された内容に基づいて取り組むとともに、職員一人一人が複数の業務を執行できるように体制づくりを行った。また、「目標達成シート」を各自で作成し、明確な目標を掲げ達成に向けての取組のプロセスや結果を検証し、評価・改善しながら効率的で効果的な運営に努めた。
---------------	--

参考

熊野少年自然の家について

1. 目的

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図る。

2. 施設の概要

所在地	熊野市金山町 1577	
開始年	昭和 52 年	
構 造	鉄筋コンクリート造等 2 階建て等	
宿泊定員	200 名	
延床面積	2,544.30 m ²	
土地面積	20,375.08 m ²	
指定管理者	有限会社 熊野市観光公社	
指定管理導入	平成 22 年度～ 4 期目(令和5年度～令和9年度)	

3. 施設設備内容



熊野少年自然の家 宿泊棟全体図



宿泊棟	玄関ホール・宿泊室・リーダー室・研修室・体育室・浴室・食堂・洗濯機置き場
野外の施設	天体観測室・野外炊事場・囲炉裏小屋
その他(屋外)	モニタリング設備・ふれあい広場・駐車場
主な備品	プロジェクター・卓球・バドミントン・ペタンク・ニチレクボール・インディアカ・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ・ユニカール・キンボール・フライングディスクゴルフ・テント・寝袋・野外炊事道具一式・天体望遠鏡(口径45センチ・13センチ)双眼鏡・実体顕微鏡

2 階



4. 利用実績(第4期)

	成果目標	R 5	R 6	R 7
延利用者数	27,500 人	20,753 人	25,052 人	23,543 人
定員稼働率	17.0%	13.0%	12.1%	14.1%

定員稼働率

$$\frac{\text{延宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$$

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

5. 利用料

(単位:円)

	宿泊利用料（1人1泊）						体育館（総合研修館）		研修室	
	県内			県外			単価	料金単位	単価	料金単位
	青少年		その他	青少年		その他				
	小中以下	高校等		小中以下	高校等					
熊野少年 自然の家 宿泊定員200名	270	270	770	270	270	770	330	1時間 当たり	170	1時間 当たり

6. 主な主催行事

(年間 24 事業を実施)

事業名	対 象	参加人数	目 的
春の野草ウォッチング (4月) (熊野「ネイチャーウォッチング!」シリーズ)	小学生 保護者	20 名	熊野に生える草花の観察や、採集した野草・山菜を調理して食べることを通じて、熊野の自然の良さを感じる。
ファミリーキャンプ(6月) (熊野「わく・ドキッ!」シリーズ)	小学生 保護者	28 名	テントを張りテント泊をすることや、キャンプ料理を作ることを通じて、自然に親しむ。
サイエンス講座 (6月・9月・1月) (熊野「アカデミック!」シリーズ)	小学校3年生 ～6年生	延 51 名	自然科学に関する体験講座型の学習や実験を通じて楽しく学ぶことで自然科学の良さを伝え、興味関心を伸ばす。
野山で遊ぼう (10月) (熊野「グループアクション!」シリーズ)	小学生以上	22 名	施設内テントサイト付近を利用して木登りやスラックライン等の自然体験を行う。
凧作り教室 (12月) (熊野「クリエイティング!」シリーズ)	小学生 保護者	14 名	オリジナルの凧を作って七里御浜で凧揚げをする中で、作って遊ぶ楽しさを体験する。
そば打ち体験教室 (11月) (熊野「フードカルチャー」シリーズ)	小学生 保護者	31 名	家族でそば打ちを体験し、一緒に食べる経験を通じて、食文化を学ぶ。

*他、通年で利用者を対象にニュースポーツ体験等を実施。

9 次期「三重県教育施策大綱」の策定について

1 経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成 27 年 4 月 1 日に改正され、地方公共団体の長は、教育施策の根本となる方針を示す教育施策大綱を定めることとされました。

本県では、平成 28 年 3 月および令和 2 年 3 月に「三重県教育施策大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、令和 5 年 10 月に現行の大綱を策定しました（概要は別紙 1 のとおり）。

現行の大綱の期間が令和 8 年度までとなっていることから、期間内の主な成果や課題、教育を取り巻く状況変化等をふまえ、次期大綱の策定を進めます。

2 現行大綱の主な成果・課題について

現行の大綱に基づき取組を進めることで、いじめ防止対策や子どもたちの自己肯定感を高める取組等において一定の成果が得られた一方、依然として残る課題への対応が引き続き求められます。

なお、現行の大綱の主な成果と今後の主な課題は別紙 2 のとおりです。

3 次期大綱の策定に向けて

（1）次期大綱と次期総合計画の関係について

現行の大綱における具体的な取組内容やその目標値は、現行の総合計画に定めています。次期大綱においても同様とし、次期大綱は次期総合計画と一体的に策定することとします。

なお、主に公立学校教育の振興に関する施策を定める「三重県教育ビジョン」については、次期大綱の策定後、その内容をふまえて策定します。

（2）次期大綱の期間について

次期総合計画と期間を合わせ、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とします。

（3）検討の状況について

① 有識者や子どもたちからの意見聴取について

次期大綱の策定に向けた検討にあたり、有識者や子どもたちから意見聴取を行うこととしています。

ア 知事、教育長、教育委員、大学教授等有識者による意見交換（令和 8 年 7 月実施）

現行の大綱の主な成果と今後の主な課題、次期大綱策定にあたり重視すべき点等について意見交換を行いました。

主な意見は次のとおりです。

- ・ いじめ対策として、加害者を考慮した対策が必要である。
- ・ 自己肯定感を柱の最上位に位置づけてはどうか。
- ・ 幼い頃から三重への愛着を育む教育や、課題解決型学習等を通じて地域の企業等への理解を深める学習を行うことで、県内定着につながるのではないか。
- ・ 情報モラル教育は、子どもたちの年齢に応じて行う必要がある。
- ・ 高齢になっても活躍し続けられるよう、生涯教育の充実を考える必要がある。
- ・ 次期大綱の策定にあたり、当事者の子どもたちの声を聴いてほしい。

イ 子どもたちからの意見聴取（令和8年10月から実施予定）

次期大綱の策定にあたり参考とするため、子どもたちから次のとおり意見聴取を行います。

意見聴取の方法	対面およびアンケート（キッズ・モニター（※）を活用）
意見聴取する内容	・ 学校生活で学んでみたいこと ・ 三重県の好きなところ ・ インターネットやSNSを使っていてよかったことや困ったこと
意見聴取の対象者	小中高・特別支援学校の児童生徒、高等教育機関の学生

※三重県の取組について、子どもたちの意見を聞くためのインターネットを使った電子アンケート（令和8年7月20日時点登録者数：515人）

② 次期大綱策定の基本的な考え方

次期大綱については、現行の大綱の主な成果・課題や有識者からの意見等をふまえ、次の考え方により検討を進めることとします。

- ・ 現行の大綱で重視した「いじめの防止」、「自己肯定感」、「教職の魅力向上」を含む5つの柱については、引き続き重要な観点であることから、次期大綱においても継続することを基本とします。
- ・ 現行の大綱の策定以降、国が、理系人材やデジタル技術を活用するエッセンシャルワーカーなど、社会や産業界のニーズに応じた人材等を育成するなどの観点から「高校教育改革に関する基本方針」を策定したことや、生成AIの普及やSNSの多様化が進んでいることなど、教育を取り巻く状況が変化していることをふまえ、必要な修正等を行います。

（4）今後の対応

次期大綱の策定について、知事と教育委員会で構成する三重県総合教育会議において議論を重ねてまいります。また、引き続き、県民をはじめとして、県議会、有識者、次代を担う子どもたちなど、幅広く意見を聴取し、次期大綱の策定に向けて検討を進めます。

三重県教育施策大綱（令和5年10月策定）の概要

1 大綱の位置づけ等

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく、三重の教育等に関する施策を推進するために知事が定める大綱
- 期間：令和5（2023）年度から令和8（2026）年度まで

2 教育施策の基本的な考え方

- はじめに：子どもたちは三重の宝、社会の変化を見据えた教育の重要性、三重に根ざした教育、社会総がかりでの教育、学校における学び
- 教育施策の基本的な考え方

①子どもたちの未来を ひろげるために

共生社会の実現に向けて、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することが大切。こうした中、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、全ての子どもたちの学びを保障することが重要。

- いじめ問題の克服
- 子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり
- 誰もが安心して学べる環境づくり
- 学校安全の推進

②一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために

自己肯定感を高めるためには、ありのままの自分が受け容れられているという実感を持つことや、達成感を得たり、人の役に立ったりすること、自分と向き合ったり、互いに認め合ったりすることなどの経験が大切。

自己肯定感とは、教職員など他者との関わり合いをとおして育むことが大切。また、子どもたちの努力や工夫を丁寧に見取ることが重要。

あわせて、大人が子どもの成長に関わることを通じて、自らの自己肯定感を高めることができる関係をめざすことが大切。

- 家庭教育の支援
- 幼児期における取組
- 学校における取組

③豊かな社会を創っていく力を育むために

変化を前向きに受け止める、課題と主体的に向き合いながら、持続可能な未来を創っていく力を身につけていくことが大切。

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要。

- 幼児教育の充実
- 学力等の資質・能力の育成
- 自律した学習者の礎づくり
- 豊かな人間性の育成
- 健やかな心身の育成
- 主体的に社会の形成に参画する態度の育成
- グローバル教育の推進
- 読書・文化芸術活動の推進
- これからの部活動

④さらに充実した教育の提供をめざして

子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばすため、教職員の資質・能力の向上を図ることや子どもたちの学びを支える環境を整えることが重要。

- 教職員の資質・能力の向上
- 幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり
- 教職の魅力向上
- 「チームとしての学校」
- ICTの活用
- 地域との連携・協働

⑤誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

人生100年時代をより豊かに生きるため、学びと活動の持続的な好循環を実現していくことが重要。

リカレント教育やリスキリングの重要性が指摘される中、人びとが学び続ける機会を提供することが大切。

- 社会・地域の課題やニーズに対応した学び、自己実現に向けた学び
- 高等教育機関との連携

大綱の柱	主な成果	今後の主な課題
① 子どもたちの未来をひろげるために	- いじめ問題への対応について、学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)を導入 - 子ども食堂を含む「子どもの居場所」の活動への財政支援、地域資源マッチング、人材育成支援を実施 - 日本語指導が必要な外国人生徒への学習指導、相談員による外国人生徒の保護者支援を実施 - 通学路の見守りを行う地域学校安全指導員を養成	- いじめ問題への対応について、学校だけで解決困難な事例への支援体制の充実が必要 「子どもの居場所」を運営する団体への支援など、地域の実情や子どものニーズに応じた取組の充実が必要 - 小中学校における日本語教育の質を担保することが必要 - 安全な登下校など、子どもたちを守る体制づくりが必要
② 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために	- 保護者が子育てについて語り合うワークショップを実施 - 保育士等を対象に、幼児期において育みたい信頼関係などをテーマとした研修を実施 - 自己肯定感を涵養する授業のモデル校・地域を設置し、授業づくりや学校づくりにかかる校内研修支援を実施	- 保護者への家庭教育に関する学習機会の提供が必要 - 多くの保育士等が受講できるよう、現場のニーズを取り入れた研修の充実が必要 - 学ぶ楽しさ・わかる喜びを得られる授業改善や、自分も一人の人間として大切にされているという実感が得られる学校づくりが必要
③ 豊かな社会を創っていく力を育むために	- 市町研修会や幼児教育施設等へ幼児教育アドバイザーを派遣 - 若手教員の授業力向上や少人数指導のアドバイザーを派遣 - 指導主事等の指導・助言を通じて、授業改善を促進 「三重県人権教育基本方針」に基づき、人権教育を推進 - 食育を充実するため、朝食メニューコンクールや地域の生産者による授業を実施 - 自己の学びのプロセスを振り返る「キャリア・パスポート」を発達段階に応じて活用したキャリア教育を推進 - オンライン国際交流事業を実施 - 家庭や学校、企業等による「本よもうねっとMIE」を設立 - 合同部活動や拠点型部活動を行う市町に対し、指導者配置等を支援	- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続が必要 - 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の育成が必要 - 各学校における授業改善の一層の充実が必要 - 教職員が人権感覚を高めることが必要 - 肥満・痩身など健康課題の多様化に対応することが必要 - 地元企業の魅力に目を向け、地域での活躍を視野に入れたキャリア形成を促すことが必要 - オンライン国際交流で得られた実践の普及が必要 - 年々減少する子どもたちの読書時間を増やすことが必要 - 指導者の配置など中学校部活動の地域展開等にかかる取組が必要

現行大綱の主な成果と今後の主な課題

大綱の柱	主な成果	今後の主な課題
④ さらに充実した教育の提供をめざして	● 新規採用者・若手向けに課題解決方法や教職のやりがい実感などのオンデマンド研修コンテンツを作成 ● 保育士を対象として、キャリアアップや就業継続、職場環境改善にかかる研修を実施 ● 教員の確保に向け、SNSでの情報発信、高校生対象のガイダンス、教員免許保有者で教職に就いていない方対象の相談会を実施 ● 新任校長や2、3年目の管理職等を対象とするトップリーダーマネジメント研修を実施 ● 高校向け遠隔授業の配信環境を整備 ● 普通科高校において、地元企業等と連携し、インタビューやフィールドワークを通じて地域の現状や課題を現地で学ぶなどの探究学習を推進	● 不安や悩みを抱える若手教職員のニーズに合わせた研修により、教職の魅力ややりがいの実感につなげることが必要 ● 保育士の離職防止や潜在保育士の就労促進が必要 ● 採用試験の受験者確保につながるよう、教職の魅力を広く発信することが必要 ● 管理職やミドルリーダーに対して、授業改善や、組織的かつ計画的な教育活動の推進に対応できるマネジメント能力の育成が必要 ● 遠隔授業の本格配信に向け、多様な講座の準備が必要 ● 高校生が地元企業の魅力を知るなど、地域との連携を一層推進することが必要
⑤ 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして	● 県立津高等技術学校においてデジタルエンジニアを育成する職業訓練や在職者訓練を実施 ● 「高等教育コンソーシアムみえ」において、地域で活躍する人材である「三重創生ファンタジスタ」を養成	● 訓練内容を社会のニーズに対応させていくことが必要 ● 「三重創生ファンタジスタ」の取組をより多くの学生に拡大していくことが必要

10 審議会等の審議状況について（令和8年6月3日～9月13日）

1 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	第1回三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和8年7月8日
3 委員	座長 池山 敦 委員 奥村 隆志 他5名（うち出席者7名）
4 諮問事項	社会教育の認知度向上について
5 調査審議結果	令和6・7年度の審議のまとめおよび令和8・9年度のテーマ「社会教育の認知度向上」について、意見を得ました。
6 備考	次回開催予定：令和8年11月上旬

2 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	令和8年8月6日
3 委員	会長 岡野 友彦 副会長 森 誠一 委員 岡田 昌彰 他13名（うち出席者14名）
4 諮問事項	令和8年度県指定文化財候補について
5 調査審議結果	文化財保護事業について報告を行い、諮問事項について審議が行われ、意見を得ました。
6 備考	次回開催予定：令和8年12月下旬

3 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	【1】第2回三重県教育改革推進会議 【2】第3回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	【1】令和8年7月22日 【2】令和8年9月7日
3 委員	【1】会 長 小林 慶太郎 副会長 松浦 直己 委 員 浅井 美代 他9名 (うち出席者12名) 【2】会 長 小林 慶太郎 副会長 松浦 直己 委 員 浅井 美代 他9名 (うち出席者11名)
4 諮問事項	【1】次期県立高等学校活性化計画の策定について 【2】・学力の向上について ・次期県立高等学校活性化計画の策定について
5 調査審議結果	【1】諮問事項について審議が行われ、意見を得ました。 【2】諮問事項について審議が行われ、意見を得ました。
6 備考	次回開催予定：令和8年11月下旬